デジタル庁 日本におけるトラスト基盤の整備に係る調査研究 最終報告書

2022年03月24日

目次

I	グゼクテ	77サマリ	2
名	育の調	査研究の実施概要	5
1	我が	国のデジタル化におけるトラスト確保の必要性	6
	1.1	行政分野のデジタル化の実態とトラスト	6
	1.2	民間分野のデジタル化の実態とトラスト	9
	1.3	海外におけるトラストを活用したデジタル化	. 12
	1.4	Society5.0 実現に向けたトラストの必要性	. 25
2	民間	引におけるトラスト確保のニーズ	. 27
	2.1	個人からのトラスト確保のニーズ	. 28
	2.2	企業からのトラスト確保のニーズ	. 32
3	既存	₹トラスト基盤の現状と課題	. 39
4	トラス	スト基盤普及に向けた課題解決の方策 (案)	. 43
5	トラス	スト基盤の整備・普及による期待効果	. 48
6	今後	ớのロードマップ (案)	. 52
7	個別	取組の案	. 53
	7.1	優先的に取り組むユースケース (案)	. 53
	7.2	海外連携を目指すトラストサービス (案)	. 55
	7.3	官民共同規制の在り方 (案)	. 55
	7 4	アシュアランスレベルの分類 (案)	61

エグゼクティブサマリ

我が国においては、21世紀のデジタル国家にふさわしいデジタル基盤構築に向け、我が国初となる「データ戦略」 及びその具体的な取組の方向性となる「包括的データ戦略」の策定を行っている。その中で、なりすましやデータの 改ざんを防ぎ、データ流通基盤の信頼性を確保し、データ社会全体を支えるトラスト基盤の在り方を検討する必 要がある。

弊社では貴庁からの「トラスト確保のための実態調査の依頼事項」に沿って日本におけるトラスト基盤に係る調査研究を実施しており、2022 年 3 月に本調査研究の全体成果としてファイナルレポートを提出する予定。本報告書は、中間報告の位置付けとして、デジタル化におけるトラストの立ち位置、トラスト確保のニーズ、既存トラスト基盤の現状と課題から、現時点で考えられるトラスト基盤普及に向けた課題解決の方策、トラスト基盤の整備・普及による期待効果、今後のロードマップを策定し、まとめてある。また個別の取組の案として貴庁から要望のあった優先的に取り組むべきユースケース、海外連携を目指すべきトラストサービス、官民共同規制の在り方、アシュアランスレベルの分類に関しても調査と整理を実施した。本エグゼクティブサマリでは、まずは要約を記載させていただく。

デジタル化におけるトラスト

我が国のデジタル化の推進に際して、行政分野・民間分野において行政が所管する手続き等だけではなく、各業界の様々な手続き等において、オンライン上の企業や個人の本人確認や、電子データの非改ざん性の担保等、トラスト確保が課題となっている。

行政分野では、年間件数が 10 万件を超える主要なものでも、厳格な本人確認が必要な申請や、内容の非 改ざん性が必要な証明書の交付等は、デジタル化の対象外とされている。また、オンラインで完結できる手続き等 でも、電子証明書を擁する者は、利用率が平均 1 割未満と低水準にある。

民間分野でも、行政が所管する、法的効力 (証拠能力) が必要な文書の保存等の一部が、デジタル化の対象外とされている。またその他、B2B 取引や、B2B/B2C 等の契約、非改ざん性が必要な文書の保存・授受等で、トラストへの懸念がデジタル化の阻害要因となっている。

他方、欧州をはじめとする海外では、官民共同でのトラスト基盤の整備により、「金融」「情報通信」「不動産」 「医療」「運輸・物流」等で、日本ではデジタル化されていない手続き等のデジタル化がなされ、その利用率も高い 水準となる例も出てきている。

また、我が国では今後 IoT (Internet of Things) で全ての人とモノが繋がり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す未来社会「Society5.0」の実現による経済発展と社会課題解決の両立を目指している。Society5.0 の実現において必須である IoT を活用した社会システムにおいては、なりすましやデータ改ざん等のリスクがあり、海外では事件化する例も発生する等、危険性も存在している。そこで、Society5.0 の実現のためにデータのトラスト確保が必要とされている。

トラスト確保のニーズ

デジタル化におけるトラスト確保のニーズは行政のみならず民間でも業種を問わず存在するが、特に「金融」「不動産」「医療」等の業界は秘匿性の高い情報を多く扱い、情報の取り扱いに関するリスクが非常に高い業界である。従って、これらの業界ではなりすましによる詐欺被害や、法的根拠ともなる文書等の改ざん等の防止、従業員のコンプライアンス遵守強化へのニーズが高く、トラスト確保の必要性が強く認識されている。これらの業界の中で

も、特に企業と個人の両者から、「金融」(送金、貿易金融等)、「不動産」(売買/賃貸契約等)、「医療」(薬剤処方、健診/検査結果発行等)で、"厳格な本人確認(なりすまし防止)"や"文書等の真正性担保(改ざん防止)"等の必要性が、強く認識されている。

また、トラスト確保の必要性は既存の手続き等において発生するのみではなく、Society5.0 実現に向けた新しいデジタルサービスや社会システムについても、「金融」「不動産」「医療」等の業界を中心にその必要性が認識されている。例えば、サービスの利便性や生産性向上に向けた企業間データ共有/IoT 化 (スマートグリッド、スマート医療等) や、カーボンニュートラルや SDGs 達成に向けた商品等のトレーサビリティ確保等の取組で、トラスト確保の必要性が広く認識されている

既存トラスト基盤の現状と課題/課題解決の方策

トラスト基盤の必要性は強く認識されている一方で、その普及は個人/企業共に低い値に留まっている。トラストを確保する仕組みとしては電子署名、e シール、タイムスタンプ、e デリバリー等のトラストサービスが挙げられるが、それぞれの利用率は電子署名 (個人 25%/企業 25%)、e シール (6%)、タイムスタンプ (17%)、e デリバリー (5%) に留まっている。

利用率が低い値に留まっている要因は、個人と企業それぞれに存在する。個人からは「利用場面/メリットの不足」、「知らなかった」、「マイナンバーカードの紛失が心配」、「具体的な使い方を知らなかった」等、企業からは「(電子署名以外) 法的効力 (証拠能力) の担保不足」、「企業間での共通化の難しさ」、「導入/利用コスト」、「知らない/よく知らない」等が課題の大きな割合を占めているとの意見が挙がっている。

これらの課題を解決し、トラストサービスを普及させるための方策としては、個人/企業からの声として、「普及啓発活動」「モデルケース創出」「ガイドライン等の策定」や、「(電子署名以外の)法的効力 (証拠能力) の担保」「国際的な効力 (証拠能力) 担保 (国際連携)」の他、「より堅牢で簡便な方式の確立 (生体認証 ID 等) 等」にも要望がある

トラスト基盤の整備・普及による期待効果

トラスト基盤の整備・普及により、様々な業種でトラスト確保によるデジタル化の促進によって「業務量削減」「人為的ミスの回避」や、デジタル/オンラインでの紙・対面以上のトラストの強化による「詐欺被害等の犯罪防止」「コンプライアンス遵守強化」等の効果が期待されている。このようなメリットを見込み、自社のデジタル化が進展することを期待する企業は85%存在し、中でも業種共通の「各種契約書類作成」「請求・支払書類作成」と、金融・保険の「銀行口座開設」「為替取引」等のデジタル化への期待が大きい。

具体的にデジタル化によって享受できるメリットは、例えば不動産の売買/賃貸契約では、従前は紙・対面を前提としていた一連の手続きフローが、トラストを確保しながらデジタル化されることによって、企業の「業務量削減」、個人の「手間の削減」に加え、("地面師"等の)「詐欺等の犯罪被害防止」や、職員による不正防止での「コンプライアンス遵守の強化」の効果が見込まれる等である。

なお、これらのトラスト導入によって得られる効果の概算想定規模として、「業務量削減」は約 600 億時間から 20%、約 100 億時間が見込まれる他、「詐欺等の犯罪被害防止」100 億円 (年間の詐欺被害額の 40%想定) が見込まれる (「人為的ミスの回避」「コンプライアンス遵守の強化」は定量化し難いため今回の試算外)。

今後のロードマップと初期案

今後のトラスト基盤の整備・普及に向けて、大きく3ステップのロードマップでの推進を想定する。短期では、現状の規制及び電子システムを前提とした利用促進、モデルケースの創出に注力し、中期ではトラストサービスの法的効力(証拠能力)の強化及びトラストへのニーズの強い業界におけるガイドラインの発行を行う。そして長期的に国際連携の実現と新たな電子システムの稼働を目指す。

なお、短期的に着手する必要があるものに関しては、以上のロードマップや海外先行事例を踏まえ、継続検討を 行う必要がある。

優先的に取組むユースケースに関しては、「個人の電子証明書の利用促進に向けたメリット増大」「企業のトラストサービス導入促進に向けたメリットの実証」「課題解決の方策の有効性検証」の3つの目的を踏まえ、実現性/有効性と魅力度(期待効果)の観点から、金融/保険のB2B/Cの手続き等が考えられる。また上記以外にも、法律で定められた帳簿/台帳/記録等の作成・保存などが候補になると考えられる。

また、国際連携を目指すトラストサービスに関しては、企業が行う民間手続き等のうち、海外との取引等があり、相手先の本人確認や情報改ざん防止が必要なものとしては、企業アンケートにおいて幅広い手続き等が挙げられた。それらで必要とされるトラストは「個人の厳格な本人確認」「法人の厳格な本人確認」「文書の非改ざん性・真正性担保」と異なり、その必要に応えるためには、「個人の電子証明書」「e シール」「タイムスタンプ」、及び、それらを組合せた「e デリバリー」何れも、国際連携が望ましいと考えられる。

さらにガイドライン等の策定における、アシュアランスレベルの分類も必要である。トラスト基盤が取り扱う個人の手続/取引情報のセンシティビティの度合いに合わせた、認証方式のレベル (デジタル ID アシュアランスレベル) を策定し、企業/政府間でやり取りする手続/取引情報の「完全性保証」および「デリバリー」を担当するトラストサービスについては、企業等が参照できるアシュアランスレベルを整理し、各サービス事業者の立ち上げを目指す。

また、官民共同規制の体制構築を行っていく必要がある。トラストサービスを始めとするデジタル基盤の規制の在り方としては、「政府主導型 (官中心) 」「ハイブリッド型 (官民共同)」 「民間主導型 (民中心)」等がある。我が国のトラスト基盤整備にあたっては、実装上の必要に応じる柔軟性・機敏性を確保する観点から、「ハイブリッド型(官民共同)」が望ましいと考えられる。

各章の調査研究の実施概要

今回の調査研究にあたり、過去の総務省による検討 (トラストサービス検討ワーキンググループ、トラストサービスの利用動向に関するアンケート調査の結果等)も踏まえた上で、内閣官房 (IT室)の「行政手続等の棚卸調査」や内閣府の「各府省における書面規制・押印・対面規制の見直し結果」、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまとめ(案)」「トラストサービスに関する海外調査」等の分析、文献調査、デスクトップリサーチ、エキスパートインタビュー、及びそれらを踏まえた個人・企業それぞれへのアンケート調査を行った。以下の表では、それぞれの章で使用した参考文献/資料をリスト形式で掲載している。

	A to 1 th Marin	-1.11		
No.	参考文献/資料	該当章		
1	「行政手続等の棚卸結果等」(内閣官房)	 1.1 行政分野のデジタル化の実態		
2	「各府省における書面規制・押印・対面規制の見直し結果」(内	とトラスト		
	閣府)	1.2 民間分野のデジタル化の実態		
3	「各府省の書面を求める行政手続の見直し方針一覧」(内閣府)	とトラスト		
4	外国人技能実習機構ウェブサイト	1.2 民間分野のデジタル化の実態と トラスト		
5	「労働力調査 (基本集計)2020年」(令和2年)(総務省)			
6	「プラットフォームサービスに関する研究会トラストサービス検討ワー			
0	キンググループ 最終取りまとめ (案)」(総務省)	- - 1.3 海外におけるトラストを活用し† _ デジタル化		
7	「トラストサービスに関する海外調査」(三菱総合研究所 (総務省			
,	委託調査))			
	Description of the current status and future needs of			
8	the Information Architecture and Data Management solutions for the national personalised medicine pilot			
	project](University of Tartu)			
9	NIST Special Publication 800-63 Revision 3 (NIST)			
10	内閣府ウェブサイト			
11	「Connected Car」をめぐる現状等」(総務省)	4.4 くっさっかに 0 字羽に向けたとこ		
	「『IoT 開発におけるセキュリティ設計の手引き』~「ヘルスケア機	1.4 Society5.0 実現に向けたトラ ストの必要性		
12	器とクラウドサービス」の脅威分析と対策検討~」(独立行政法人	人心心安住		
	情報処理推進機構)			
13	「毎月勤労統計調査全国調査結果原表」(厚生労働省)			
14	「プラットフォームサービスに関する研究会トラストサービス検討ワー	5. トラスト基盤の整備・普及による		
14	キンググループ最終取りまとめ」 (総務省)	期待効果 		
15	警察庁ウェブサイト			
16	Gov.UK.com	7.3 官民共同規制の在り方		

1 我が国のデジタル化におけるトラスト確保の必要性

1.1 行政分野のデジタル化の実態とトラスト

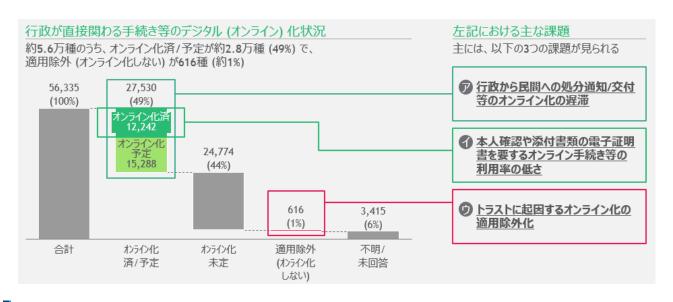
サマリ

行政が直接関わる手続等は約 5.6 万種存在し、約半分 (49%) でデジタル化 (オンライン化) が進んでいるが、依然として、トラストが阻害要因となってデジタル化できていない または その利用率が低いものが存在する。特に行政から民間への処分通知/交付等は 8 割以上でオンライン完結が実現できておらず、年間 10 万件以上の実施がある規模の大きい手続き等であっても、厳格な本人確認が必要な申請等や、非改ざん性/真正性の担保が必要な証明書等の交付等が、オンライン化の対象外とされている。具体的には、厳格な本人確認が必要な申請等として厚生年金保険の保険料口座振替納付 (変更)の申請、住民基本台帳関連の手続き (転入届等)が挙げられ、改ざん性/真正性の担保が必要な証明書等の交付として旅券の交付、運転免許証の交付/更新、国外運転免許証の交付、在留カードや乗員上陸許可書等の交付、自動車の保管場所標章の交付等が挙げられる。

一方で、本人確認や添付書類の電子証明書を要さないものでは、平均オンライン利用率が約3割であるのに対し、本人確認で電子証明書を要するものでは、平均オンライン利用率は2割未満(約16%)であり、添付書類に電子証明書を要するものでは同1割未満(約7%)に留まる等、オンラインでの完結が可能な手続き等であっても、本人確認や添付書類に電子証明書を要するものでは、オンライン利用率が特に低い水準に留まる。

行政分野の手続き等の全体像

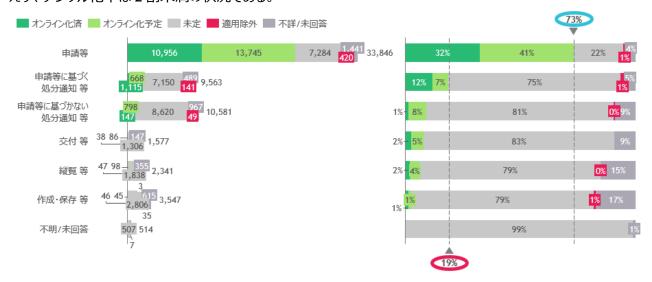
行政が直接かかわる手続き等約 5.6 万種のうち、すでにオンライン化済みの手続き等は約 1.2 万種、今後オンライン化が行われる予定の手続き等は約 1.5 万種存在する。これらを合計した約 2.75 万種の手続きの中には、行政から民間への処分通知/交付等のオンライン化の遅滞や本人確認や添付書類の電子証明書を擁するオンライン手続き等の利用の低さ等の課題が存在している。また、オンライン化が未定の手続き等は約 2.5 万種、オンライン化を適用しない手続き等は 616 種と全体の約 1%程度を占める。



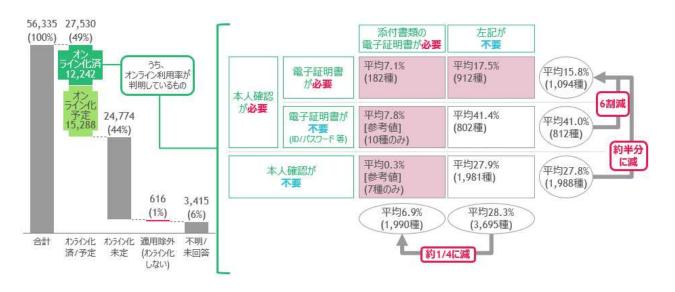
オンライン化済み/オンライン化予定の手続き

オンライン化済み/オンライン化予定の手続きであっても、必ずしもデジタル化率が高いわけではなく、人々がデジタル完結利用を行うことを阻害する課題として、(ア)行政から民間への処分通知/交付等のオンライン化の遅滞、(イ)本人確認や添付書類の電子証明書を要するオンライン手続き等の利用率の低さが挙げられる。

(ア)に関しては、民間から行政への申請等ではデジタル化が進展しており、約7割がデジタル完結可能な手続きになっているものの、それ以外の主に行政から民間への処分通知/交付等ではあまりデジタル化が進んでいるとはいえず、デジタル化率は2割未満の状況である。



(イ)に関しては、デジタル化がなされている手続き等であっても、本人確認や添付書類で電子証明書が必要な手続き等では双方が不要な手続き等と比較して大きくデジタル化率が低いことがわかった。例えば、本人確認が不要な手続き等と比較すると、電子証明書による本人確認が必要な手続き等では、オンライン利用率が半分程度に減少している。



オンライン化未定の手続き

オンラインの適用を除外されている手続き等の中でも、年間 10 万件以上の手続き件数があるものは 45 種存在し、その中でも金融機関の届出印や厳格な本人確認の必要等、トラストがオンラインの適用除外の要因になっているものが存在する。例えば、「保険料口座振替納付 (変更) 申請書」は、申請書に記載されている口座番号が事業主のものであることを金融機関が確認するために、金融機関の届出印を求めており、オンライン化の適用外となっている。



1.2 民間分野のデジタル化の実態とトラスト

サマリ

民間分野のデジタル化の実態を、行政が所管する手続き等、行政が所管しない手続き等の2つに分け、さらに 行政が所管しない手続き等に関しては個人側の視点と企業側の視点の両面からの分析を実施した。

行政が所管する手続き等に関しては、法的効力 (証拠能力) が必要な文書の保存等の一部が、デジタル化の対象外とされている。 適用除外のもので、年間 10 万件以上のものはないが、大きく 3 分類・17 種の作成・保存で、規模が不明だが大きい可能性がある。 また、オンライン化済みの手続き等の中では、オンライン利用が 25%未満のものが 2 分類・14 種存在する。

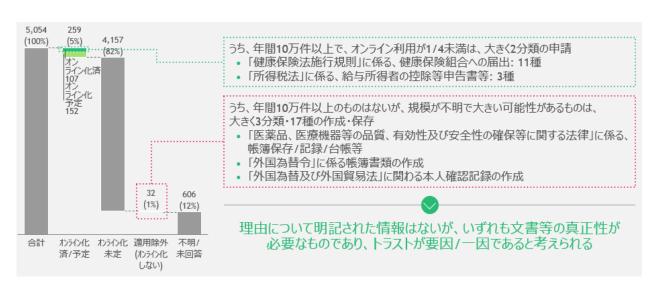
さらに、行政が所管しない手続き等に関しては個人/法人においてオンライン完結による手続き等の実施/導入率は低い水準にあり、トラストへの懸念がデジタル化の阻害要因となっている。例えば個人でトラストが必要と考えられる手続き等で、1年以内に1割以上の人が実施する実施規模が大きいものも含め、デジタル/オンラインでの実施経験率は半分に満たないものがほとんどであり、企業では実施規模が大きい手続き等も含め、実施企業におけるデジタル/オンライン完結の導入率は、いずれも半分未満に留まっている。

行政が所管する手続き等のデジタル化実態

行政が所管する手続き等に関しては、オンライン化済みの手続き等のうち、年間 10 万件以上でオンライン利用が 1/4 未満である手続きは大きく 2 分類 14 種で、具体的には、①「健康保険法施行規則」に係る、健康保険組合への届出、②「所得税法」に係る、給与所得者の控除等申告書等の 2 分類である。

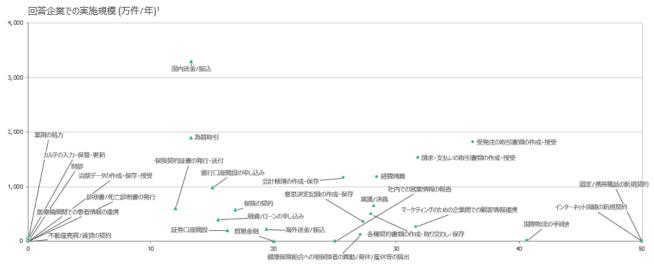
また、オンライン化の適用を除外されている手続き等には年間 10 万件以上はないが、規模が不明で大きい可能性があるものは大きく 3 分類・17 種存在する。具体的には①「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に係る帳簿保存/記録/台帳等、②「外国為替令」に係る帳簿書類の作成、③「外国為替及び外国貿易法」に関わる本人確認記録の作成の 3 分類である。

以上の手続き等に関しては、いずれも文書等の真正性が必要なものであるため、トラストが要因/一因であると考えられる。



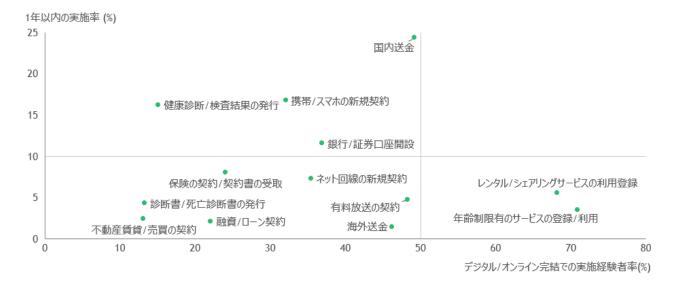
行政が所管しない手続き等のデジタル化実態

行政が所轄しない手続き等の実施規模とデジタル化率を調査した。まず企業側からの視点から、企業における 各手続き等の実施規模を縦軸、デジタル/オンライン完結の導入率を横軸として散布図として表すと、実施規模が 大きい手続き等も含め、実施企業に於けるデジタル/オンライン完結の導入率はいずれも半分未満に留まった。



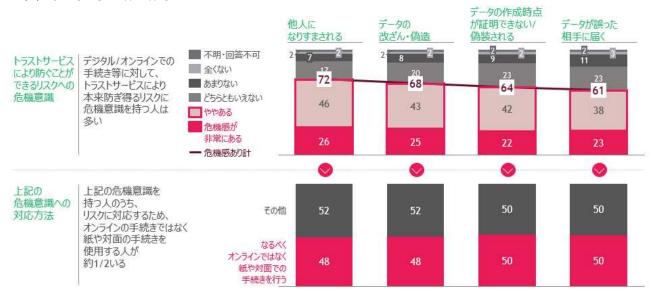
実施企業におけるデジタル/オンライン完結の導入率(%)

また個人側の視点から、個人の各手続き等を 1 年以内に実施した割合を縦軸、デジタル/オンライン完結の導入率を横軸として散布図として表すと、1 年以内に 1 割以上の人が実施する実施規模が大きい手続き等も含め、デジタル/オンラインでの実施経験率は半分にも満たないものがほとんどである。

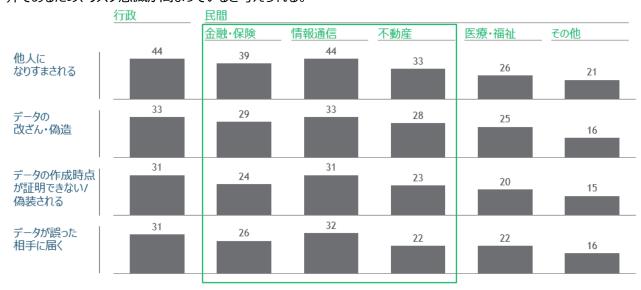


次に、個人を対象としてデジタル/オンラインでの手続き等において、本来トラストサービスによって防ぎ得るリスクへの危機意識と、危機意識を感じた場合に取る行動を調査した。結果的に、デジタル/オンラインでの手続き等に対して、トラストサービスにより本来防ぎ得るリスクに危機意識を持つ人は多く、さらに危機意識を持った場合にリスクへの対処方法としてオンラインの手続きではなく紙や対面での手続きを使用する人が 1/2 程度存在することがわかった。この結果より、本来トラストサービスによって防ぎ得るリスクがデジタル/オンラインの手続き等の利用を阻害する

一因となっていることがわかる。



さらに、民間の業界別では特に「情報通信」「金融」「不動産」業界の手続き等へのリスク意識が高い。「金融」「不動産」業界はより秘匿度合いの高い情報を多く扱い、被害が生じた際に大きな損失額が発生するリスクが高い業界であり、また「情報通信」業界は近年フィッシング詐欺や偽装ウェブサイト等の身近なリスクが多く存在する業界であるため、リスク意識が高まっていると考えられる。



1.3 海外におけるトラストを活用したデジタル化

サマリ

我が国において直接かかわるステークホルダーが大きい業種の一部である金融・保険、不動産、医療・福祉、運輸、情報通信等の業種において、欧州や米国をはじめとした海外ではトラストサービスの利用が先行している。この章ではそのような海外のユースケースについて調査を行うと共に、海外でのアシュアランスレベルの調査を実施した。

業種	我が	国において直接関	目わるステークホルダーの規模	海外でトラブ	ストサービス利用	が先行
	労働	人口	直接関わる相手の規模	欧州	米国	中国
農業、林業	小	(200万人)	小 (基本的にB2Bかつ取引相手は限定的)			
漁業	/J\	(13万人)	小 (基本的にB2Bかつ取引相手は限定的)			
鉱業、採石業、砂利採取業	/]\	(2万人)	小 (基本的にB2Bかつ取引相手は限定的)			
建設業	中	(492万人)	小 (基本的にB2Bかつ取引相手は限定的)			
製造業	大	(1,045万人)	小 (基本的にB2Bかつ取引相手は限定的)			
電気・ガス・熱供給・水道業	/J\	(32万人)	大 (B2C/Bかつ取引相手は全般的)			
情報通信業	中	(240万人)	大 (B2C/Bかつ取引相手は全般的)		✓	
運輸業、郵便業	中	(347万人)	大 (B2C/Bかつ取引相手は全般的)	✓		
卸売業、小売業	大	(1,057万人)	中 (B2C/Bかつ取引相手は限定的)			
金融業、保険業	/J\	(166万人)	大 (B2C/Bかつ取引相手は全般的)	✓	✓	
不動産業、物品賃貸業	/J\	(140万人)	大 (B2C/Bかつ取引相手は全般的)	✓	✓	✓
学術研究、専門・技術サービス業	中	(244万人)	小 (基本的にB2Bかつ取引相手は限定的)	✓	✓	
宿泊業、飲食サービス業	中	(391万人)	大 (基本的にB2Cかつ取引相手は全般的)			
生活関連サービス業、娯楽業	中	(235万人)	大 (基本的にB2Cかつ取引相手は全般的)			
教育、学習支援業	中	(339万人)	中 (基本的にB2Cかつ取引相手は限定的)		✓	
医療, 福祉	大	(862万人)	大 (基本的にB2Cかつ取引相手は全般的)		✓	
複合サービス事業	小	(51万人)	中 (B2C/Bかつ取引相手は限定的)			
サービス業 (他に分類されないもの)	中	(452万人)	中 (B2C/Bかつ取引相手は限定的)			

また調査の観点として以下を設定した。

分類	調査の観点	詳細
各業界サービス	トラストサービスを活用したデジタルサービスのニーズ	各業界におけるサービスニーズとトラス利活用余地を整理 ・ 行政手続き分野では、オンライン化による手続きの簡素化とそれに必要となる本人認証のアシュアランスレベルの分類 ・ ヘルスケアやスマートグリッド分野では、業界内での情報流通とそれによる国民サービスの利便性向上や公共性の高いサービスの生産性向上等
② デジタルID	個人・法人のアイデンティティの運用 実態	各業界サービスにおいて、実際にどのレベルのデジタルIDがアイデンティティとして使われているかの整理 ・ オンライン化を目指すものはmobile ID/スマートIDの活用状況、及びそれらを補完する 多要素認証等の導入状況 ・ 企業間取引に関しては法人格のPKIの実態調査
トラストサービス	各業界サービスにおいて活用される トラストサービス及びトラスト サービスプロバイダの実態	各業界サービスにおいて、実際にトラストサービスが個人/法人格の証明として使われているかの整理 ・ オンライン化を目指すものは電子証明書の発行母体やPKI管理の実態 ・ 企業間取引に関してはeスタンブ/eデリバリーの利用状況
要素技術/PF	取引連携PF (X-road)、政府・ 民間CA、個人認証PF、データ統合 PF等の適用状況の実態	上記を実現する業界横串でのプラットフォーム適用状況について把握 X-Roadは企業間取引のインフラの位置付け、オンライン化含めた個人認証部分の仕組みや運営主体に関する調査 、既存トラストサービスプロバイダの運営実態調査 (トラストアンカー)
法令/標準	elDASで規定される アシュアランスレベル適用実態	各業界サービスがデジタルID/トラストサービスについてどのアシュアランスレベルを求めているかの整理 ・ デジタルIDについては認証要素のパリエーションと対面/非対面のレベル ・ トラストサービスに関しては、プロバイダの適合性レベル

エストニアにおける事例

エストニアは近年デジタル化政策を次々と推し進め、世界の中でも「電子国家」として最先端のシステムを導入している国家である。エストニアでは、「住民登録」や「電子投票」等多くの行政手続きがデジタル/オンライン化されているだけでなく、民間分野でも他国に先行してトラストが導入されている。例えば、金融・保険の領域では「銀行口座の開設」、不動産の領域では「不動産売買/賃貸契約」等がデジタル/オンラインで実行できる。

	関連する人が多く	人が多く、海外でも先行してトラストが導入された主な業種/分野					その他
	行政	民間					農林水産業、鉱業、建設業、製造業、
		金融•保険	情報通信	不動産	医療·福祉	運輸·郵便	電気・ガス等、卸売・小売、 宿泊業・飲食業等
厳格な本人確認が 必要な申請/手続 等	住民登録電子投票オンライン化による投票率向上他国民のID登録法人登記自由化と誘致ニース喚起	 銀行口座の開設 eKYCの実現、 完全オンライン化 			-	-	-
内容の非改さん性/ 真正性が必要な 申請/交付/ 情報授受	 租税情報、重要データの国際連携税務に関する利便性対応 教育情報の 電子化/一元化 		• レシートの電子化	・ 不動産情報の 電子化/一元化	処方箋発行の 電子化/一元化 ペーパーレス推進、 薬処方の利便性 向上 PHR等医療情報 が一元化		スマートグリッド 需要/供給情報の 収集とそれによる 電力供給最適化
法的証拠能力が 必要な文書/ 記録等の作成・ 授受・保存			 レポート電子化 ベンチャー企業の 行政当局への 報告負荷低減 	• 不動産売買/ 賃貸契約 • 不動産登記			-
						<u> </u>	
	 エストニアの独自ニ ID登録、国外法人 当局対応のサポー 	きの電子化とそれによる科 ーズとしては海外IPの誘致 誘致/GDPの底上げ、ベ ト 長認証による口座開設完	女ニーズ他国民の ンチャー企業の	参照や手続き (薬 公益性の向上 (ズ ・認可制のため、民	の取引情報を電子化/- 処方、専門医紹介)のポマートXX系、CO2削減) 間事業者にデータ提示を 運営会社がトラストプロバ	便性向上データ収集/ 義務化する等の強制力	分析によるサービス が働く

その中でも、特にエストニアで e-Prescription と呼ばれている電子処方箋サービスについて掘り下げて説明する。 e-Prescription は、紙の処方箋発行を電子化したものであり、健康保険基金が運営する処方箋システムにデータを統一化し、医療機関と処方箋データをやり取りすることで電子化された処方箋を発行している。この情報のやり取りにおいて、改ざん等の防止のために医療機関はトラストサービスを使用した医療データの登録が義務付けられており、医療機関と処方箋システムの間のデータのやり取りにおいては、e シール、タイムスタンプ、e デリバリーの 3 種類のトラストサービスが使用されている。

使用されているデジタル ID のレベルは患者の薬局での薬処方に対してはデジタル ID カードによる対面認証、患者の Web 処方履歴閲覧に対してはカード/Mobile/Smart ID による共通オンライン認証、医者/看護師の識別・資格確認に対しては個人番号が使用されている。

以上のような電子処方箋サービスを実現するために大きく3つのプラットフォームを適用している。1つ目のデータ 統合プラットフォームは、健康保険基金が運営する処方箋システムでデータを一元管理するプラットフォームである。2つ目は個人認証プラットフォームで、患者/医者ポータルへのログインは、共通オンライン認証プラットフォームを利用している。3つ目は取引連携プラットフォームであり、ポータル/医療機関システム/処方箋システム間の連携制御を行っている。

分類	調査の観点	詳細
4 名業界サービス	トラストサービスを活用したデジタル サービスのニーズ	エストニアのヘルスケア業界におけるサービスニーズは? ベーパーレス化の対象として旧来の紙の処方箋発行を電子化 (処方箋発行の99%が電子化。再処方の依頼はEmailやLINE経由) トラスト活用余地は? 健康保険基金が運営する処方箋システムにデータを統一化 医療機関はトラストサービスを使った医療データの登録が義務付け
② デジタルID	個人・法人のアイデンティティの運用 実態	実際にどのレベルのデジタルIDが利用されているか?→国が管理するPKI上で、国民に紐つくデジタルIDを厳格に管理/識別 ・患者の薬局での薬処方: デジタルIDカードによる対面認証 ・患者のWeb処方履歴閲覧: デジタルIDカード/Mobile/Smart IDによる、デジタルIDを用いた共通オンライン認証 ・医者/看護師の識別・資格確認: デジタルIDが使われる →専門医の診察はかかりつけ医の紹介が必要なため、地域診療所ほど電子化が進む
3 トラストサービス	各業界サービスにおいて活用される トラストサービス及びトラスト サービスプロバイダの実態	どのトラストサービスが個人/法人格の証明として使われているか? ・ 医療機関や処方等システム間の処方等データのやり取り ① eシール、②タイムスタンプ、③eデリバリー等の3種類を活用 ※eシールとタイムスタンプを組み合わせることでやり取りの正当性が担保され、eデリバリーが実現
要素技術/PF	取引連携PF (X-road)、政府・ 民間CA、個人認証PF、データ統合 PF等の適用状況の実態	上記を実現する業界横串でのブラットフォーム適用状況は? ・ データ統合PF: 健康保険基金が運営する処方箋システムでデーター元管理 ・ 個人認証PF: 患者/医者ボータルへのログインは共通オンライン認証PF利用 ・ 取引連携PF: ボータル/医療機関システム/処方箋システム間の連携制御
法令/標準	elDASで規定される アシュアランスレベル適用実態	 デジタルID 薬処方時: High、ポータル利用時: Substantial トラストサービス ①eシール: 「適格電子証明書付きの高度eシール」または「適格eシール」 ②タイムスタンプ: 「適格タイムスタンプ」 ③eデリパリー: 記載されている資料なし

具体的なサービスの流れは、患者がメールや Skype、電話にて医者に発行依頼を出し、その後医者が電子的に処方箋を発行し、患者が薬局にて ID カードによる本人認証を行い薬の処方に至るというものである。患者の負担を減らすだけでなく、医者が処方箋を繰り返し発行する手間を減少させることができる等のメリットがあり、エストニア国内では処方箋の 99%が電子的に発行されている。

概要

- ペーパーレス化の対象として、旧来の 紙の処方箋発行を電子化
- 処方箋は健康保険基金が運営
- システムにデータを統一化し、エストニア内のすべての処方箋の99%が電子的に発行されている

特徴

- 患者はEmail、Skype、電話で医師に 連絡でき、医師は繰り返し発行できる ため、都度の診察が不要
- 本人は患者ポータルにて処方情報を 参照可能
- 医療機関はトラストサービスを使った 医療データの登録が義務付けされて いる

電子処方箋サービスを利用した薬の処方の流れ

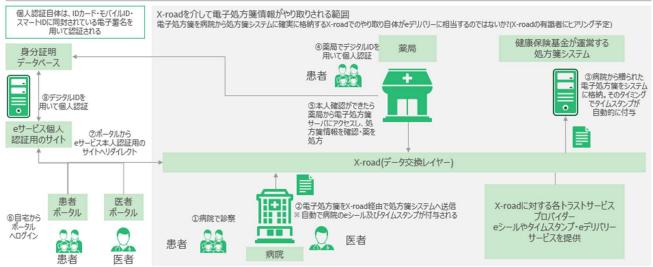
		発行依頼	発行	データ 登録	本人 確認	データ 参照	処方
)	実施 内容	患者が病人 で問診・ またはメール やラインから 医師に連絡	医者が パソコンを 操作して 電子処方箋 を発行	電子処方箋 情報を データベース に登録	薬局にて 患者が ID カードによる 本人確認を 実施	薬剤師が 電子処方箋 情報管理の データベース にアクセス	葉を処方 (本人は 後から患者 ポータルにて 処方情報を 参照可能)
	場所	自宅または 病院	病院	病院	薬局	薬局	薬局
	実施者	患者	医者	医者	患者	薬剤師	薬剤師

また、患者の薬局での薬処方や患者の Web 処方履歴閲覧、医者/看護師の識別・資格確認でデジタル ID を利用している。



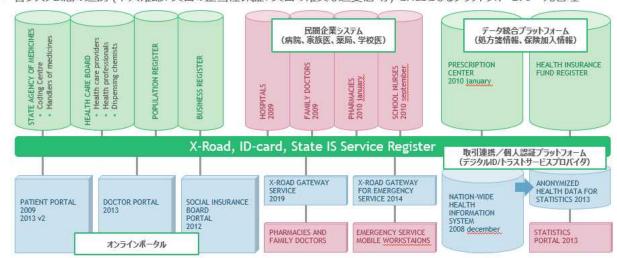
データのやり取りは X-road を介し e シール、タイムスタンプ、e デリバリーの 3 種類を活用されている。

電子処方箋サービスにおけるトラストサービスの関係図



また、エストニアではヘルスケア業界において要素技術/プラットフォームの整備を行っており、処方箋のペーパーレス化に留まらず、PHR の統合、それによるかかりつけ医から専門医への紹介等を電子化している。民間企業 (医療機関等) にデータ統合 PF への連携を義務付け、電子化を推進すると共に、データ統合は国民団体が運営・管理することでシステムの普及を行っている。また各システム間の連携 (本人確認、文書の正当性保証、文書の確実な送受信等)を Hub となるプラットフォームで一元管理を行っている。

- 処方箋のペーパーレス化に留まらず、PHRの統合、それによるかかりつけ医から専門医への紹介等を電子化
- 民間企業 (医療機関等) にデータ統合PFへの連携を義務付け、電子化を推進。データ統合PFは国民団体が運営・管理
- 各システム間の連携 (本人確認、文書の正当性保証、文書の確実な送受信等) をHubとなるプラットフォームで一元管理



Source:[Description of the current status and future needs of the Information Architecture and Data Management solutions for the national personalised medicine pilot project.](University of Tartu)(https://www.sm.ee/sites/default/files/content-editors/eesmargid_ja_tegevused/Personaalmeditsiin/description_of_the_current_status_and_future_needs_of_the_information_architecture_and_data_management_solutions_for_the_national_personalised_medicine_pilot_project.pdf)

さらに、エストニアの電子処方箋サービスに於けるアシュアランスレベルは、elDAS で定義されているアシュアランスレベルの中でも高度なレベルを達成している。

	サービス名	利用シーン	elDASで定義されている 達成アシュアランスレベル
デジタルID	eID	患者の薬局での薬処方患者のWeb処方履歴閲覧医者/看護師の識別・資格確認	薬処方時: High ポータル利用時: Substantial
トラスト サービス	eシ−ル	電子処方箋に対する病院の発行元証明	高度または適格
	タイムスタンプ	電子処方箋に対する資料作成時刻・ 資料をシステムへ格納した時刻の証明	適格
	eデリバリー	電子処方箋を処方箋システムへ確実に 格納する際に利用	不明

海外アシュアランスレベルの調査

本調査では、ヨーロッパの elDAS、アメリカの NIST SP800-63 についてアシュアランスレベルの整備状況を整理している。まず、この 2 つの ID・トラストサービスに、ニュージーランドの ID 管理基準を加えた 3 つに関してアシュアランスレベルの整備有無状況をまとめた。本人確認と認証プロセスがいずれのサービスにも組み込まれている一方、サービス事業者の運営条件、認証情報連携、割当に関しては整備状況に差異が生じている。

定義カテゴリ	定義内容	各国の整備有無状	況(内容の差異は	存在)
		eIDAS	NIST SP800-63	ニュージーランドの ID管理基準
本人確認 (IAL ^{※1})	本人確認方法の確からしさをレベル分けする	✓	✓	✓
認証プロセス (AAL *1)	認証プロセスによって認証強度をレベル分けする	✓	✓	√
トラストサービス 事業者の運営条件	トラストサービスの提供元が信頼できる機関であるかどうかを 定めた要件を満たすかどうかによってレベル分けする	✓	_	_
認証情報連携 (FAL *1)	認証した情報を別機関に連携する際の連携方法の確か らしさをレベル分けする	_	✓	√
割当 (Binding *2)	RP(Relying Party)が個人や組織といったエンティティをエンティティの情報に割り当てたり、エンティティを認証プロバイダーに割り当てるプロセスの堅牢性をレベル分けする	_	_	✓

まず eIDAS について見ていくが、始めに最初の eIDAS である eIDAS1.0 について述べる。 eIDAS1.0 では「Level of Assurance」を 3 段階で定めており、各サービスが管理する情報の Sensitivity によって規定される。各 Level of Assurance によって、デジタル ID を発行するプロセス、デジタル ID による多要素認証パターン、セキュリティコントロール等に差が生まれる。

Level of Assurance	アシュアランスレベルの具体例
Low	サービスへの入会を、個人本人がウェブページを通じてセルフで行うケース。 本人性確認等は実施しない。
Substantial	サービスへの入会において、個人のアイデンティティ情報の提示が必須とするケース。 サービス利用時に、ユーザ/パスワード認証、および多要素認証(SMSへのワンタイムパスワード 送付等)を必要とする。
High	サービスへの入会において、有人・対面による本人確認を必須とするケース。 サービス利用時の認証は、国民IDカード等スマートカードの利用を必要とする。

以上の事例からデジタル ID のアシュアランスレベルに関する論点は、以下の4つ程度存在する

- ▼ アシュアランスレベルは、現実的な適用ニーズのあるパターンに絞って一次元でレベルを規定するべきか▶ 進め方として、考え得る全パターンの適用ニーズを検証し、最終的に判断するか
- アシュアランスレベルを構成する要素は、①サービス利用登録時の利用者の身元の信用度、②サービス 利用時の認証の信用度で良いか
 - ➤ NIST で言うと①が IAL、②が AAL 相当となるが、要素の定義に相違はないか? (FAL については別途議論)
- Identity Assurance のレベルを決める要素として、以下の要素以外を想定するか
 - ▶ 身元確認のため提示する ID: 公的機関から発行された ID (運転免許証、保険証)、デジタル ID (マイナンバーカード等)
 - ▶ 身元の確認方法: サービス事業者による確認、もしくはデジタル ID による確認
 - ▶ 非対面/対面: どちらでも、もしくは対面必須

- Authentication Assurance のレベルを決める要素として、以下の要素以外を想定するか
 - ▶ 認証の要素数: 単一、もしくは複数
 - ▶ 耐タンパー性の確保有無: HW トークン上の PKI アクセスが必須か
 - ▶ 個人を特定できる情報の暗号化: 必須、もしくは 不要
 - ◆ FAL のような認証済情報も対象に含めるべきか

Level of Assurance	Identity Assurance(登録時の身元信用度)	Authentication Assurance(認証の信用度)
Low	公的機関から発行されたIDの提示 (リモート/対面問わず)	 単一要素認証 (例:ID or PIN□-ド)
Substantial	 公的機関から発行されたIDの提示 (リモート/対面問わず) 登録機関によるIDのペリファイ 	 多要素認証 (例:携帯SIM認証+PINコード)
High	 対面でのID提示と登録機関によるIDのペリファイ 政府発行のソース/ドキュメントこよるIDのペリファイ (elD) 	 多要素認証 耐タンパー性が確保されたHWトークン上でのPKIアクセス必須 個人を特定できる情報の暗号化

また、適格トラストサービスプロバイダは、1つ以上の適格トラストサービスを提供し、監督機関より資格を与えられたトラストサービスプロバイダを指す。elDAS 規則第 20 条に監督/監査要件が定められており、要件は以下等が挙げられる。

- 24ヶ月に1度の適合性評価機関の監査(監査結果は3日以内に監督機関に提出)
- 監督機関はいつでも追加の監査の要求や立ち入り監査を行える
- 監督機関は適格トラストサービスプロバイダに問題があれば適格認定を取り消すことができる

トラストサービス種別	概要	法的効力について
適格	eIDASによって厳密に守るべき要件やポリシーが定められている 適格トラストサービスプロバイダによって提供され、定期的な監査が必要	EU内で有
高度 (電子署名・ eシールのみ存在)	仕様に幅があり各国の電子署名法に合わせられる	電子形式である、適格サービスでないという理由で法的効力が否定されない
通常	elDAS仕様外の簡易なトラストサービス トラストサービスプロバイダによって提供され、事後監査が必要	電子形式である、適格サービスでないと いう理由で法的効力が否定されない

これに対して、今後 elDAS1.0 が定めるアシュアランスレベルをベースに、ID/属性情報流通に関する政府 PF 関与強化/下位規則具体化による TSP 普及等、トラストサービスの普及/運営強化に係る規約の制定が盛り込まれた elDAS2.0 がローンチされる見込みである。

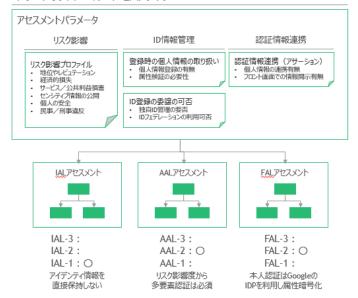
カテゴリ	改正案	詳細
		EU内でVoluntaryバースでのデジタルID普及を目指す(2030年までにEU人口の80%カバーが目標) 民間プラットフォーマー含めたEU内サービスでの政府共通認証機能の普及率を高め、 透明性かつ保証レベルの高い個人情報の管理を実現することが狙い
eID.	Digital Identity Wallet (<u>EUDIW</u>)	 個人識別データ(ID)、属性情報の流通促進のための共通IF化 識別データ/属性の電子証明に関して、ユーザが追跡可能な方法で取得・保管することが義務付け。 (適格電子署名+保証レベルHigh)
		TSP/OTSP向けの電子証明書発行インターフェース共通化とRelying Partyによる識別データおよび属性証明の要求と確認を義務付け。
		 サービス事業者への勧告 サービス事業者(RP)が識別データ/属性情報の利用目的を加盟国に通知すること、加盟国は共通 認証機能を提供し、データの透明性を保証することが義務付け。
トラスト サービス	トラストサービスの拡充	elDASの対象となるトラストサービスについて以下が拡充される ・ 電子台帳 分散台帳/ブロックチェーンに関する法的効果の承認。(データの真正性や時系列的な順序性など) ・ 電子アーカイブ ・ 電子データまたは文書の受領、保存、削除、送信を保証するサービス ・ 属性の電子証明 属性の認証を許可する電子形式の証明(eシールや電子署名のための適格証明書の要件と同等)
その他	下位規則の整備	技術基準等、elDASが定める法的要件に対する下位規則を具体化。 欧州委員会に対して法律によって下位規則を定めることが義務付け。 ※欧州のOTSPが遵守するべき基準が明確化。電子台帳に関しては下位規則の整備義務付けは先送り。

また、elDAS2.0の認証連携に関するアシュアランスレベルと、トラスト下位規則について具体的に述べる。FAL (Federation Assurance Level) と Digital Identity Wallet については、技術面では加盟国が管理する ID/属性の電子証明の発行方法や、RP/IDP 間の ID/属性情報の要求/確認の義務付けを、運営面では各サービス事業者の ID/属性情報の利用目的の通知、加盟国のデータ透明性の保証の義務化を行っている。ここでの論点は、Federation (認証連携) に関するアシュアランスレベルとして技術面/運営面での遵守事項を定める elDAS のアプローチを採用するか、GDPR とも絡み、個人情報保護の観点から政府の関与を強める方針を取るべきかという2点である。

さらにトラストサービスの会規則の整備については、定義されているすべてのトラストサービスに関して、規約発行後 12ヶ月以内に下位規約制定の必要性が記載される。ここでの論点は、トラストサービスのアシュアランスレベルとして、技術標準等の下位規則を含めるべきか必要性のみ言及するべきか、必要性に言及する場合、日本国内における運用を見据えてどのトラストサービスまでを義務付けるべきかという 2 点である。

次に SP800-63-3 について言及する。 SP800-63-3 では、各事業者がリスク影響度や個人情報の取り扱い有無等をインプットに、適切なアシュアランスレベルを選択する基準を提示する。 具体的には、リスク影響と ID 情報管理、認証情報連携がパラメータとなり、アシュアランスレベルが 3 段階に分岐する仕組みとなっている。

アシュアランスレベルのアセスメントフロー



アセスメントの意義/効果

ビジネス/セキュリティ/プライバシーのための適切な リスクマネージメントの実現

各サービス事業者が、サービスが取り扱うIDのリスク影響 度を6カテゴリで定義し、規定された共通のアセスメントロジックによりアシュアランスレベルを個別に選択できるようにする。

例) 本来必要とされるレベル以上のアシュアランスを実現するため、コスト増大するようなケースを抑止する。

マイクロサービス化されたIDソリューションへの対応

政府システムにおいてもIDソリューションは単一ペンダーが全機能を提供するモノリシックなものとは限らない。

分散マイクロサービスによるアイデンティティ管理/認証連携を前提とするアシュアランスレベル選択を可能とする。

例)ID管理/認証はプラットフォーマーのIDプロバイダ機能へ委譲(フェデレーション)する 42

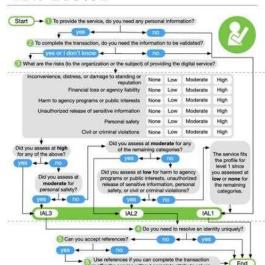
定義内容	定義 LoA	LoAの詳細			
ユーザ身元確認の 確からしさ	IAL (Identity Assurance Level) SP 800-63A	IAL.1	身元確認に必要なエビデンスやプロセスの指定なし、自己申告でよい		
		IAL.2	現実世界での存在を示すエビデンスをリモートまたは対面で確認する必要あり		
		IAL.3	物理的な存在を示すエビデンスを対面確認する必要あり。検証担当者は有資格者		
ユーザ認証の 確からしさ	AAL (Authentication Assurance Level) SP 800-63B	AAL.1	1要素または2要素による認証		
		AAL.2	2要素認証、NIST/FIPSで認可された暗号化手法の利用が必須		
		AAL.3	AAL2に加えて、ハードウェアベースおよびなりすまし耐性を持つ認証子の利用が推奨		
連携方法の 確からしさ	FAL (Federation Assurance Level) SP 800-63C	FAL.1	アサーション(RPに送るIdPでの認証結果データ)への署名		
		FAL.2	FAL.1に加え、対象RPのみが復号可能な暗号化		
		FAL.3	FAL.2に加え、Holder-of-Key アサーションの利用(ユーザごとの鍵とIdPが発行したアサーションを紐づけてRPに送り、RPはユーザがそのアサーションに紐づいた鍵を持っているか(ユーザの正当性)を確認)		

それぞれのアシュアランスレベルは、個人情報の取り扱い有無、リスク影響度、フェデレーションの要否に合わせて定義が行われており、適切なアシュアランスレベルが設定されている。

SP800-63-3: IALのアセスメントロジック

リスク影響度に加えて個人情報の取り扱い有無やアイデンティティの独自管理の要否を加味し、LoAの選択肢を増やしている

IALのアセスメントフロー



アセスメントの要諦

個人情報の取り扱い有無、属性情報等のバリデーション要否

サービス登録時、個人情報の取り扱いがない場合、ある場合も属性情報のバリデーションが必要ない場合はIAL1を許容する。

リスク影響度に合わせたアシュアランスレベル決定

- 6項目のうち一つでもHighがあればIAL-3相当
- 上記以外で、個人の安全がModerate (治療を伴う) リスクがある 場合IAL-3
- 上記以外で1項目でもModerateがあればIAL-2
- 上記以外で以下4項目でLowがあればIAL-2 (サービス/公共利益損害、センシティブ情報の公開、個人の安全、民事/刑事違反)
- 上記以外はIAL-1

アイデンティティの独自管理の要否、IDリファレンスの可否

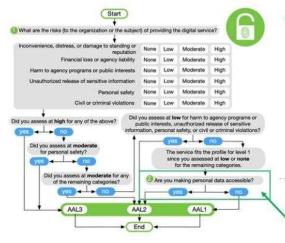
IDの独自管理が不要で、他ソリューションへのID参照が可能であればフェデレーションによるID連携を推奨する。

SP800-63-3: AALのアセスメントロジック

AALはIALのリスク影響度のアセスメントと同等ロジック+個人情報の取り扱い有無でアシュアランスレベルを決定する

AALのアセスメントフロー

アセスメントの要諦



リスク影響度に合わせたアシュアランスレベル決定

- 6項目のうち一つでもHighがあればAAL-3相当
- 上記以外で、個人の安全がModerate(治療を伴う)リスクがある場合AAL-3
- 上記以外で1項目でもModerateがあればAAL-2
- 上記以外で以下4項目でLowがあればAAL-2 (サービス/公共利益損害、センシティブ情報の公開、個人の安全、民事/刑事違反)
- 上記以外はAAL-1

個人情報の取り扱い有無

リスケ影響度でAAL-1相当でも、個人情報の取り扱いがある場合は、AAL-2相当とする

SP800-63-3: FALのアセスメントロジック

AALのアセスメントフロー

主にインシデントが起きた際の被害の「影響度」によって、満たすべきアシュアランスレベルが判断フローに則り決定される

Start Are you fectorating? None Low Moderate High Low Moderate High ency programs or public inter se of sensitive information High Personal safety Low High High Are you using front channel assertion presentation? FAL1

アセスメントの要諦

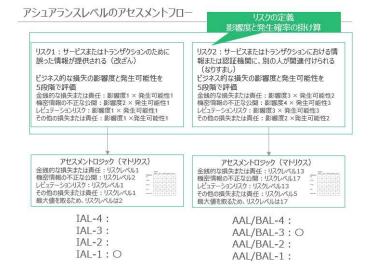
フェデレーションの有無

フェデレーション前提でない場合は、FALは規定しない

- リスク影響度に合わせたアシュアランスレベル決定
 - 6項目のうち一つでもHighがあればFAL-3相当
 - 上記以外で、個人の安全がModerate(治療を伴う)リスクがある場合FAL-3
 - 上記以外で1項目でもModerateがあればFAL-2
 - 上記以外で以下4項目でLowがあればFAL-2 (サービス/公共利益損害、センシティブ情報の公開、個人の安全、民事/刑事違反)
 - 上記以外はFAL-1
- アサーション内の個人情報有無、フロントでのアサーション情報表示有無

リスク影響度でFAL-1となった場合も、アサーション内で個人情報を取り扱う場合、もしくはフロントでアサーション情報を表示する場合はFAL-2

次にニュージーランドの ID 管理基準について言及する。ニュージーランドの ID 管理基準では、デジタル ID に関する想定リスク(改ざん/なりすまし等)が定義されており、各リスク発生時のビジネス/セキュリティの影響度がパラメータ化されている。また、リスク影響度とリスク発生可能性をそれぞれ 5 段階で評価することで、適切なアシュアランスレベルを、精度を高く選択できる。



アセスメントの意義/効果

- 想定されるリスクが定義されている デジタルIDに関する想定リスク(改ざん/なりすまし等)が定義されており、各リスク発生時のビジネス/セキュリティの影響度がパラメータ化されている
- 発生確率が考慮されており、リスク影響度の発生期待値を見たより現実的なリスクアセスメントとなっているリスク影響度とリスク発生可能性をそれぞれ5段階で評価することで、適切なアシュアランスレベルを精度を高く選択できる。(発生確率も見ることで、ほぼ起こりえないリスクに対してコスト高なアシュアランスレベルを選択しないよう工夫されている。)
- バインディング

人を身元確認のための情報や認証プロバイダーの ID/PASS等の認証子に関連付けるプロセスを指す。 なりすましリスクの低減に加えて、本人情報の鮮度/整 合性を担保することを目指す

リスク影響度とリスク発生可能性の レベル分け

マトリクス表によるリスクレベル評価

リスクレベルによる アシュアランスレベル評価

ビジネス的な損失の影響度と発生可能性を5段階のレベルで評価

以下のマトリクス表を基に、各ビジネス 的な損失のリスクレベルを評価 算出されたリスクレベルの最大値及び 以下の表を基に、アシュアランスレベル を評価

 金銭 	的な損失また	には責任	
• 機密	情報の不正	な公開	
レピニ	ュテーションリス	ク	
その付	他の損失また	は責任	1
リスク	影響度	リスク発生可能性	

Rare

Unlikely

Possible

Likely

Almost

certain

	Impact: Minimal	Minor	Moderate	Significant	Severe
Likelihood: Rare	1	2	4	7	11
Unlikely	3	5	8	12	16
Possible	6	9	13	17	20
Likely	10	14	18	21	23
Almost certain	15	19	22	24	25

リスク1	リスク2	対応する アシュアランスレベル
1-3	1-3	Negligible — Level 1
4-6	4-10	Low — Level 2
7-19	11-19	Moderate — Level 3
20-25	20-25	High – Level 4

また、バインディングという概念がニュージーランドの ID 管理基準では定義されているが、これは正当な情報及び認証子に関連付けるプロセスを指し、なりすましリスクを考察するための概念である。

バインディングイメージ図

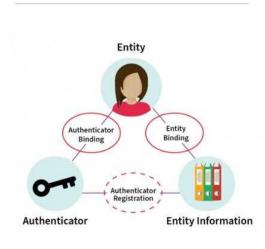
Minimal

Minor

Severe

Moderate

Significant



バインディングとは?

- 柳里

Entity (人) をEntity Information (本人確認書類から読み取れる個人情報など) に関連付けたり、EntityをAuthenticator (認証プロバイダーなど) に関連付けるプロセスを意味する

バインディングには、認証と同様に、知識要素、所有要素、生体要素が使用される

実施タイミング

バインディングは、主には登録時だが、それだけではなく、エンティティ情報の存続期間中のさまざまな時点で実行される

- Entity InformationがEntityに紐ついていない時(出生登録、割り当てられていない プリペイドカードなど)
- 新しいAuthenticatorを追加する時
- BindingのAssurance Level を上げる時
- Entity Informationが漏洩している可能性があり、再紐付けが必要な時

Assurance Levelの表現意義

バインディングのAssurance Levelを定義することで、主には登録時の身元確認のなりすました加え、上記のユースケースにおけるEntityとInformation、Authenticatorとの関連付けるへのリスク低減の強弱を表現する

ニュージーランド政府の ID 管理基準では、情報エビデンスの確からしさ、エンティティ紐付けの確からしさ、ユーザ認証の確からしさ、認証情報連携の確からしさを定義するアシュアランス要素が規定されている。

定義内容	定義	LoAの詳細		
情報エビデンスの 確からしさ	Information Assurance	IAL.1 エビデンスはエンティティの自己主張である		
		IAL.2 エビデンスは信頼できるソースのコピーの一部を参照している		
		IAL.3 エビデンスは信頼できるソースのコピーであり、品質・有効性が保証されている		
		IAL.4 エビデンスは信頼できるソースそのものであり、品質・有効性が保証されている		
エンティティ紐付け の確からしさ	Binding Assurance	BAL.1 バインディングのための情報が提供されているが条件はなし+整合性の維持		
		BAL.2 1要素以上の認証子をバインディングに使用+整合性の維持		
		BAL.3 2要素以上の認証子をバインディングに使用+整合性の維持や不正対策技術等の要件		
		BAL.4 生体要素含む2要素以上のパインディングを紐付けに使用+整合性の維持や不正対策技術等の要件	=	
ユーザ認証の 確からしさ	Authentication Assurance	AAL.1 1要素認証		
		AAL.2 1要素認証+認証子保有者の義務に関する規約の発行義務等の要件		
		AAL.3 生体要素を含む1要素認証、または2要素認証		
		AAL.4 生体要素を含む2要素認証		
認証情報連携の 確からしさ	Federation Assurance	なし	57	

1.4 Society5.0 実現に向けたトラストの必要性

サマリ

我が国が目指す未来社会 Society 5.0 においては、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、経済発展と社会的課題の解決を両立していくことが目指されている。特に「交通」「医療・介護」「ものづくり」「農業」「食品」「防災」「エネルギー」等の分野が例として挙げられており、今後の実現が期待される一方、IoT を活用した社会システムにおいては、なりすましやデータ改ざん等のリスクがあり、海外で事件化する例も発生している。そのようなリスクを回避するための手段としてトラストサービスの有効性が期待されているため、本調査では Society5.0 に向けたトラストサービスの必要性を整理した。

Society5.0 における新たな価値

まず、Society5.0の概要を説明する。Society5.0はこれまでの情報社会 (Society4.0)と比較して生まれた概念である。Society4.0では人間の情報処理能力の制約や、年齢や障害等による労働や行動範囲による制約、少子高齢化や地方の過疎化等の人口の制約等多数の制約が存在するために、知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題が存在した。そこで Society5.0で実現する社会では、IoTですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新しい価値を生み出すことでこれらの課題や困難を克服することを目指す。

具体的には、「交通」「医療・介護」「ものづくり」「農業」「食品」「防災」「エネルギー」等の分野で Society5.0 の新たな価値を提供することができると考えられている。例えば「交通」の分野では、各自動車からのセンサー情報、天気、交通、宿泊、飲食といったリアルタイムの情報、過去の履歴等のデータベースといった様々な情報を含むビッグデータを AI で解析することにより、「好みに合わせた観光ルートの提供や天気や混雑を考慮した最適な計画が提案され、旅行や観光がしやすくなること」「自動走行で渋滞なく、事故なく、快適に移動すること」「カーシェアや公共交通の組み合わせでスムーズに移動すること」「高齢者や障がい者でも自律型車いすを使って 1 人で移動すること」といったことができるようになるとともに、社会全体としても交通機関からの CO2 排出が削減され、地方の活性化や消費の拡大にもつながるといったような事例が確認されている。



業界 Society 5.0 で期待されるサービス

例)交通

Society 5.0 では、各自動車からのセンサー情報、天気、交通、宿泊、飲食といったリアルタイムの情報、過去の履歴 等のデータベースといった様々な情報を含むビッグデータを AI で解析することにより、「好みに合わせた観光ルートの提供 や天気や混雑を考慮した最適な計画が提案され、旅行や観光がしやすくなること」「自動走行で渋滞なく、事故なく、 快適に移動すること」「カーシェアや公共交通の組み合わせでスムーズに移動すること」「高齢者や障がい者でも自律型 車いすで 1 人で移動すること」といったことができるようになるとともに、社会全体としても交通機関からの CO2 排出が削 減され、地方の活性化や消費の拡大にもつながることになります。

例) 医療・介護 Society 5.0 では、各個人のリアルタイムの生理計測データ、医療現場の情報、医療・感染情報、環境情報といった 様々な情報を含むビッグデータを AI で解析することにより、「ロボットによる生活支援・話し相手等により 1 人でも快適な 生活を送ること」「リアルタイムの自動健康診断等での健康促進や病気を早期発見すること」「整理・医療データの共有 によりどこでも最適な治療を受けること」「医療・介護現場でのロボットによる支援で負担を軽減すること」といったことがで きるようになるとともに、社会全体としても医療費や介護費等の社会的コストの削減や医療現場等での人手不足の問 題を解決することが可能となります。

例) エネルギー

Society 5.0 では、気象情報、発電所の稼働状況、EV の充放電、各家庭での使用状況といった様々な情報を含むど ッグデータを AI で解析することにより、「的確な需要予測や気象予測を踏まえた多様なエネルギーによって安定的にエネ ルギーを供給すること」「水素製造や電気自動車 (EV) 等を活用したエネルギーの地産地消、地域間で融通すること」 「供給予測による使用の最適提案等による各家庭での省エネを図ること」といったことができるようになるとともに、社会全 体としてもエネルギーの安定供給や GHG 排出の削減等の環境負荷の軽減を図ることが可能となります。

Society5.0 で必要とされるトラスト

IoT を活用した社会システムやサービスへの期待は高いが、一方でそれらの社会システムやサービスにおいては、 なりすましやデータ改ざん等のリスクがあり、例えば交通分野では、「コネクテッドカー」に関して総務省からデータの真 正性確保が必要と指摘されている。さらに海外ではすでに事件化する事例も発生している。アメリカでは、医療分 野にて「IoT 医療機器」に関してインターネット経由で投与する薬や投薬量を改ざんできる脆弱性が発見され、プエ ルトリコではエネルギー分野にて「スマートグリッド」に関して、電力使用量データが改ざんされる事件が発生した。こ れらのリスクに対処するためにトラストサービスが必要であり、IoTを活用したSociety5.0を実現するために必須で あると言える。

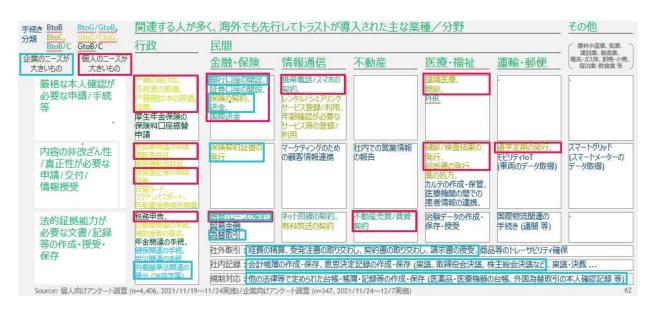
2 民間におけるトラスト確保のニーズ

トラストサービスによって得られるメリットとしてはデジタル/オンラインでの厳格な本人確認、データの改ざん防止・真正性の担保、データの法的効力 (証拠能力) の担保等が存在し、「行政」に加え、「民間」でも業種を問わずにトラストサービスへのニーズが存在する。中でも「業種共通」の社外取引等の他、「金融」「情報通信」「不動産」「医療」「運輸」で業種固有の手続き等で、トラスト確保のニーズが大きいことが、調査から確認された。

また、業種共通の「受発注」「契約」「請求」等の社外取引では海外との文書やデータのやり取りが必要で、なりすましやデータ改ざん等の防止が必要である。

そのようなニーズと比較して、現状のトラストサービスには多くの課題も存在する。企業にとってはそもそもの「認知/理解」の不足が大きいが、導入または導入検討したが断念した企業には「法的効力 (証拠能力) の担保が大きな課題となっていることがわかった。また個人にとっては、利用経験のある人からは、「利用場面の不足」「マイナンバーの紛失リスク」が挙げられる一方、未利用の人が多く、そこでは同様の課題のほかに、そもそもの「認知/理解の不足」も挙げられた。

これらの課題を解決するための方策として、企業に対しては標準化団体の設置/ガイドライン策定や、電子署名以外の法的効力 (証拠能力) の担保等、個人に対しては認知・理解拡大に向けた普及啓発活動と、ユースケースの拡大による利用メリット増大等が有効であり優先度が高いと考えられる。





2.1 個人からのトラスト確保のニーズ

サマリ

デジタル/オンラインでの手続き等に対して、「他人によるなりすまし」(72%) や「データの改ざん」(68%) 等、トラストサービスにより本来防ぎ得るリスクに危機意識を持つ人は多い。このリスクに対応するために、オンラインの手続きではなく紙や対面の手続きを使用する人が約2分の1(49%)存在し、トラストサービスによって防ぎ得るリスクがデジタル/オンラインの手続き等の利用を阻害する一因になっていると言える。そのような背景もあり、トラストサービスによって享受できるメリットを魅力的に感じる人は多く、「個人/組織のなりすましの防止」(60%)、「自分が本人であることのオンライン上での証明」(60%) 等軒並み50-60%程度を占める。さらにトラストが確保されることを前提とすると、現状に比べて、「不動産賃貸/売買の契約」(34%→44%)、「融資/ローン契約」(33%→40%)等、デジタル/オンラインでの手続き等の利用意向は増大することもわかった。

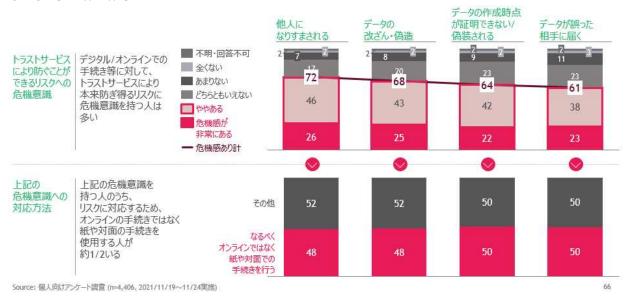
次に、特にトラスト確保のニーズが大きい手続き等についても分析を行った。まずデジタル化できていない手続き等では「選挙での投票」「運転免許証の更新/交付」や、「通学定期券の発行」「住民票関連の申請」「戸籍の届け出」「旅券の交付」等のニーズが大きい結果となった。また現在デジタル化されているものの、トラスト確保によってデジタル/オンライン利用意向が増大する手続き等は「不動産賃貸/売買の契約」「融資/ローン契約」や、「国内送金」「銀行/証券口座開設」「携帯/スマホの新規契約」「健康診断/審査結果の発行」等という結果となった。

さらに、現在実現されていないものの、トラストの確保によって今後実現される可能性のあるサービスの中では、「パーソナルヘルスレコード」(53%)、「遠隔医療/デジタルでの問診」(36%) 等のニーズが確認された。

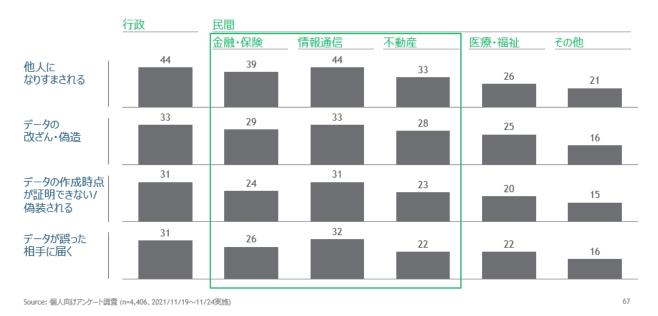
トラストサービスへのニーズ

個人を対象としてデジタル/オンラインでの手続き等において、本来トラストサービスによって防ぎ得るリスクへの危機意識と、危機意識を感じた場合に取る行動を調査した。結果的に、デジタル/オンラインでの手続き等に対して、トラストサービスにより本来防ぎ得るリスクに危機意識を持つ人は多く、さらに危機意識を持った場合にリスクへの対処方法としてオンラインの手続きではなく紙や対面での手続きを使用する人が 1/2 程度存在することが分かった。この結果より、本来トラストサービスによって防ぎ得るリスクがデジタル/オンラインの手続き等の利用を阻害する一因と

なっていることがわかる。

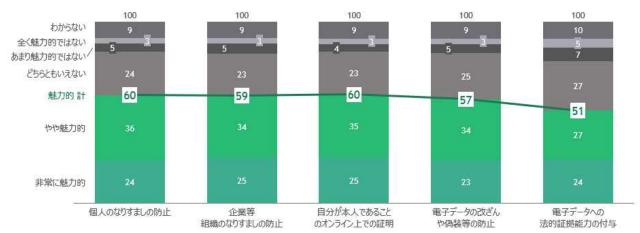


さらに、民間の業界別では特に「情報通信」「金融」「不動産」業界の手続き等へのリスク意識が高い。「金融」「不動産」業界はより秘匿度合いの高い情報を多く扱い、被害が生じた際に大きな損失額が発生するリスクが高い業界であり、また「情報通信」業界は近年フィッシング詐欺や偽装ウェブサイト等の身近なリスクが多く存在する業界であるため、リスク意識が高まっていると考えられる。

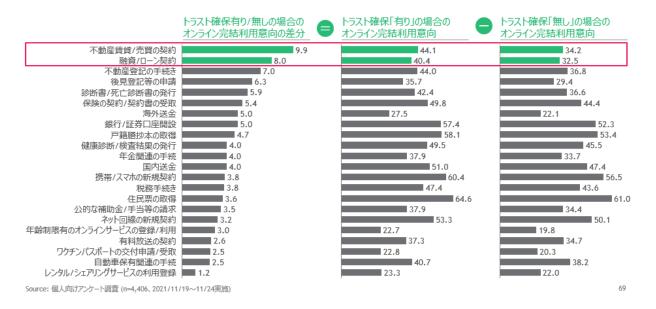


またトラストサービスによって享受できるメリットに魅力を感じる人は、「個人/組織のなりすましの防止」(60%)、「自分が本人であることのオンライン上での証明」(60%)等軒並み 50~60%程度を占めている。

電子証明書等を用いることで実現できるメリットの魅力度

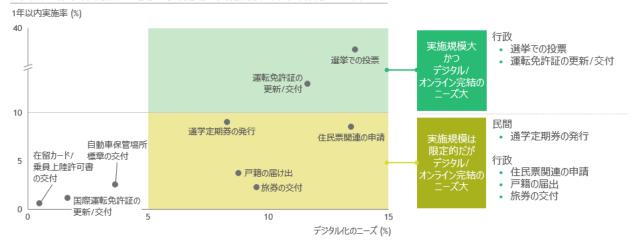


次に、トラスト確保「有り」の場合のオンライン完結利用意向から、トラスト確保「無し」の場合のオンライン完結利用意向を差し引いた値を元に、トラスト確保時のデジタル/オンラインの手続き等の利用意向の強さを分析した。 結果的に、すべての手続きでトラスト確保「有り」の場合の方が「無し」の場合と比較してデジタル/オンラインの利用意向は大きくなっており、特に「不動産賃貸/売買の契約」「融資/ローン契約」等で顕著となっている。

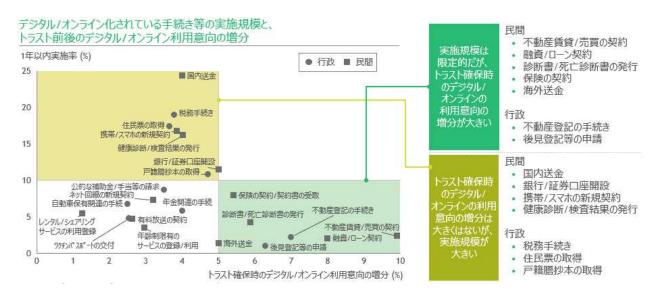


ここからはトラスト確保のニーズがある手続き等を詳しく分析する。まずデジタル化できていない手続き等を対象として、1年以内の手続き実施率を縦軸、デジタル化のニーズを横軸に取った散布図を作成した。この図で右上の緑のセグメントには、実施規模が大きくかつデジタル/オンライン完結のニーズが大きい最も優先的に取り組むべき手続き等が含まれている。具体的には、「選挙での投票」「運転免許証の更新/交付」等が挙げられる。また右下の黄色のセグメントには実施規模は限定的だがデジタル/オンライン完結のニーズが大きい手続き等が含まれており、こちらは規模がそれほど大きくないものの深いニーズが存在する可能性のある手続き等が属していると言える。具体的には、民間では「通学定期券の発行」、行政では「住民票関連の申請」「戸籍の届出」「旅券の交付」等が挙げられる。

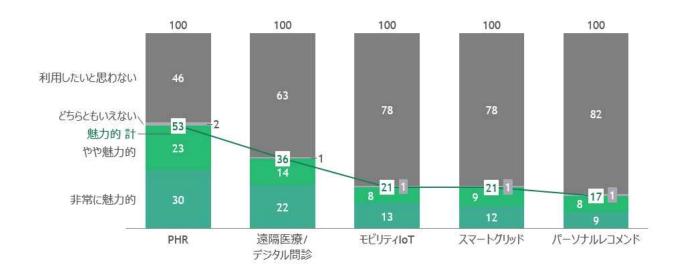
デジタル/オンライン完結ができない手続き等の実施規模と、デジタル化のニーズ



次にデジタル化はされているものの、デジタル化率がそれほど高くない手続きを対象として、1年以内の手続き実施率を縦軸、トラスト確保時のデジタル/オンライン利用のニーズを横軸に取った散布図を作成した。この図で右下の緑のセグメントには、実施規模は限定的だがデジタル/オンライン利用意向の増分が大きい手続き等が含まれている。具体的には、民間では「不動産賃貸/売買の契約」「融資/ローン契約」等が挙げられる。また左上の黄色のセグメントにはトラスト確保時のデジタル/オンライン利用意向の増分は大きくはないが、実施規模が大きい手続き等が含まれており、こちらはトラスト確保に対するニーズはそれほど深くないものの、規模が大きいために一定のインパクトを想定できる手続きが属していると言える。具体的には、民間では「国内送金」「銀行/証券口座開設」「携帯/スマホの新規契約」「健康診断/検査結果の発行」等が挙げられる。



最後に、現在実現されていないものの、トラストの確保によって今後実現される可能性のあるサービスについても 分析を行った。「パーソナルヘルスレコード」(53%)、「遠隔医療/デジタル問診」(36%)等のニーズが確認され、医療 関連のサービスのニーズが上位を占めた。



2.2 企業からのトラスト確保のニーズ

サマリ

デジタル/オンラインでの手続き等に対し、本来トラストサービスにより防ぎ得るリスクに危機意識を持つ企業は、「個人のなりすまし」(51%) や「法人のなりすまし」(46%) 等、リスクそれぞれで最大 5 割近い水準である。またこれらのリスクへの対処法として、トラストサービスによって享受できるメリットに必要性がある企業は、「電子文書等の法的効力 (証拠能力) 担保」(62%)、「電子文書等の真正性・非改ざん性の確保」(59%) 等、約 6 割存在する。さらに、トラストが確保されることで、何らかの手続き等のオンライン/デジタル化を期待する企業は 85%と高い水準で存在する。

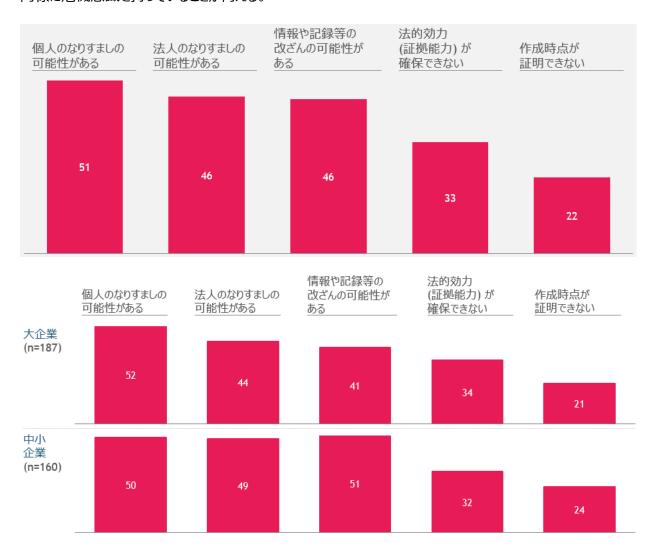
次に、特にトラスト確保のニーズが大きい手続き等についても分析を行った。まず行政が所管しておりデジタル化できていない手続き等では「法律で定められた文書・帳簿・台帳等の作成・保存」(34%)、「保険料口座振替納付(変更)申出書」(30%)、「自動車の保管場所標章の交付」(18%)でデジタル化の要望を確認できた。また現在デジタル化されているものの、デジタル化の期待が大きい手続き等は業種共通の「各種契約書類作成」「請求・支払書類作成」と、金融・保険の「銀行口座開設」「為替取引」「保険契約証書の発行・送付」等であり、中でも「受発注書類作成」「契約書類作成」「請求・支払い書類作成」等が特に大きなニーズがあることがわかった。さらに、トラスト確保によってデジタル/オンライン利用意向が増大する手続き等は「受発注書類作成」「国内送金/振込」「銀行口座の開設」等であった。

また、企業が行う手続き等の中で海外との取引等があり相手先の本人確認や情報改ざん防止が必要なものとしては、「受発注の取引書類」、「請求支払の取引書類」、「契約書」等の業種共通のものが多く挙げられた。 最後に、現在実現されていないものの、トラストの確保によって今後実現される可能性のあるサービスの中では、「パーソナルヘルスレコード」(16%)、「サプライチェーンのトレーサビリティ」(15%)等のニーズが確認された

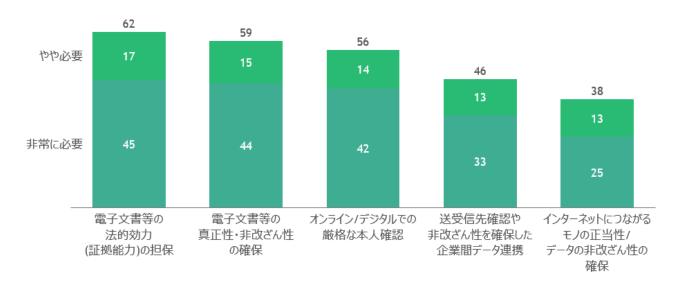
トラストサービスへのニーズ

企業を対象としてデジタル/オンラインでの手続き等において、本来トラストサービスによって防ぎ得るリスクへの危機意識を調査した。結果的に、デジタル/オンラインでの手続き等に対して、トラストサービスにより本来防ぎ得るリスクに対して危機意識を持っている割合は「個人のなりすまし」(51%)、「法人のなりすまし」(46%) 等最大で 5 割に届

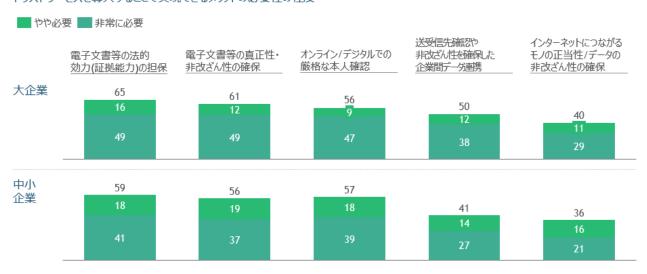
く水準となっている。この結果より、本来トラストサービスによって防ぎ得るリスクがデジタル/オンラインの手続き等の利用を阻害する一因となっていることがわかる。またトラストサービスにより本来防ぎ得るリスクに対して危機意識を持っている割合は、「情報買い残の可能性」について以外に関しては大企業と中小企業で大差はなく、中小企業でも同様に危機意識を持っていることが伺える。



また、トラストサービスによって享受できるメリットに対しては、「電子文書等の法的効力(証拠能力)担保」 (62%)、「電子文書等の真正性・非改ざん性の確保」(59%)等、約6割の企業が必要であると回答しており、トラストサービスへのニーズが広く存在することがわかる。また、この結果は大企業・中小企業で大差はなく、中小企業であってもトラストサービスへのニーズは強いものだということがわかる。



トラストサービスを導入することで実現できるメリットの必要性の程度

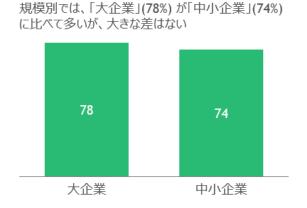


以上のようにトラストサービスへのニーズは広く存在し、実際にトラストが確保されることで何らかの手続き等のオンライン/デジタル化を期待する企業は約8割に上る。また、オンライン/デジタル化へのニーズは大企業・中小企業で大差はなく、両者同様にオンライン/デジタル化へのニーズが大きいと言える。

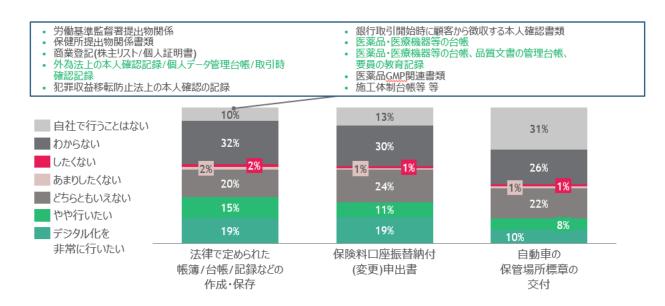
企業規模別



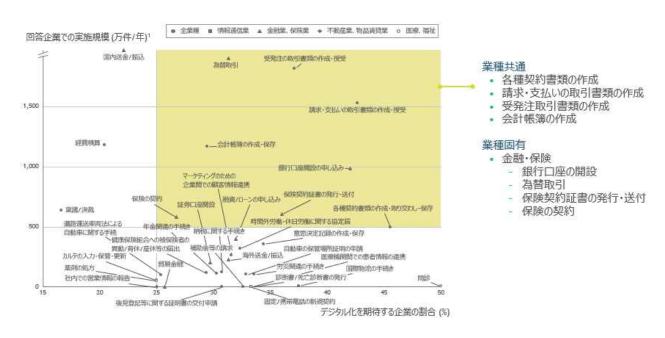
全体



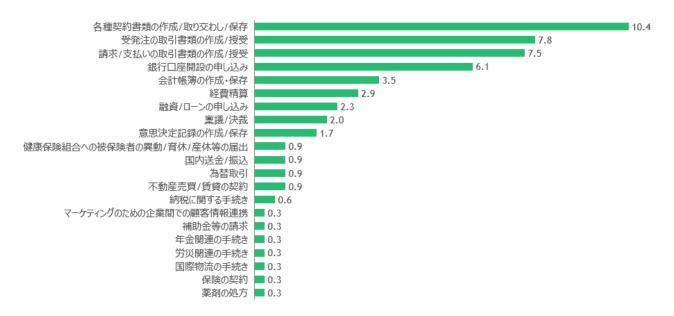
ここからは具体的な手続き等ごとにトラストサービスへのニーズを分析していく。まず行政が所管する未デジタル化の手続き等に関して分析を行う。本セグメントに分類される手続き等は、「法律で定められた文書・帳簿・台帳等の作成・保存」(34%)、「保険料口座振替納付(変更)申出書」(30%)、「自動車の保管場所標章の交付」(18%)でデジタル化の要望を確認することができた。また、デジタル化に対して積極的ではない層もデジタル化に否定的なわけではなく、デジタル化によるマイナスの感情は少ないことが推察される。



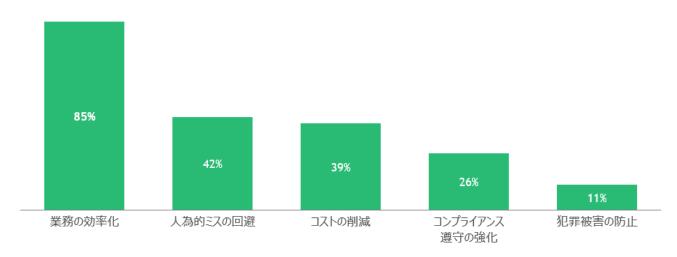
次にデジタル化はされているものの、デジタル化率がそれほど高くない手続きを対象として手続き回数を縦軸、トラスト確保時のデジタル/オンライン利用のニーズを横軸に取った散布図を作成した。この図では、右上の黄色く色づけたセグメントが手続きの実施規模が大きく、同時にデジタル化のニーズも高い手続き等が含まれており、より優先してデジタル化していくべき手続き等に分類できる。具体的には、業種共通の手続きである「各種契約書類の作成」「請求・支払いの取引書類の作成」と、金融・保険の手続きである「銀行口座開設」「為替取引」等が含まれている。



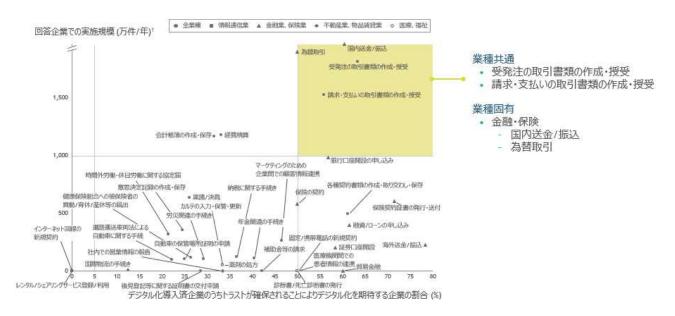
また、これらの手続きに関して、トラスト確保「有り」の場合と「無し」の場合の差分を取り、トラスト確保によってよりデジタル化ニーズが大きくなる手続き等を分析した。結果として、特に「契約書類」「受発注取引書類」 「請求・支払い書類」等が特にトラスト確保によってデジタル化ニーズが大きくなる手続きであると言える。



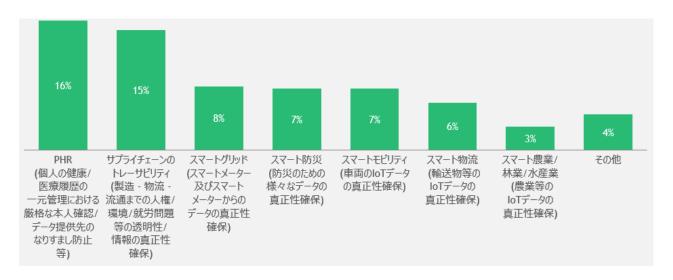
さらに、これまで見てきたようにトラスト確保によるデジタル化が見られる手続き等は数多く存在するが、その中でも最もデジタル化を期待する手続き等に関して、デジタル化によるデジタル化による期待効果としては、「業務効率化」(85%)、「人為的ミス回避」(42%)、「コスト削減」(39%)、「コンプライアンス遵守の強化」(26%)、「犯罪被害の防止」(11%)となった。特に業務効率化が大きなメリットとなっているが、全効果に関して期待が集まっていることが分かった。



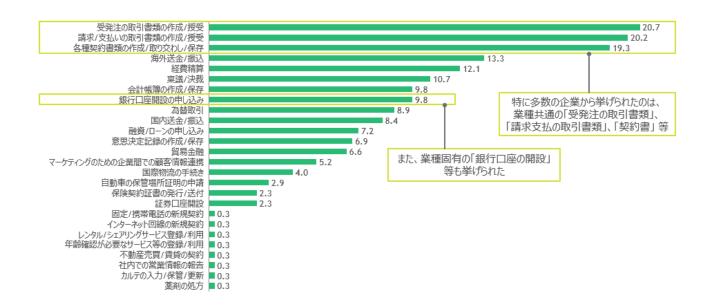
また同様に、デジタル化はされているものの、デジタル化率がそれほど高くない手続き等をデジタルにて実施している企業の手続き等を対象として手続き回数を縦軸、トラスト確保時のデジタル/オンライン利用のニーズを横軸に取った散布図を作成した。この図では、右上の黄色く色づけたセグメントが手続きの実施規模が大きく、同時にトラスト確保時のニーズも高い手続き等が含まれており、より優先してトラストを確保するべき手続き等に分類できる。具体的には、業種共通の手続きである「受発注取引書類」「請求・支払いの取引書類の作成」等や、金融・保険の手続きである「国内送金/振込」「為替取引」が挙げられた。



最後に、現在実現されていないものの、トラストの確保によって今後実現される可能性のあるサービスについても分析を行った。「パーソナルヘルスレコード」(16%)、「サプライチェーンのトレーサビリティ」(15%)等のニーズが確認された。



さらに、企業が行う民間手続き等のうち、海外との取引等があり、相手先の本人確認や情報改ざん防止が必要なものとしては、業種共通の「受発注の取引書類」、「請求支払の取引書類」、「契約書」等が多く挙げられた。



3 既存トラスト基盤の現状と課題

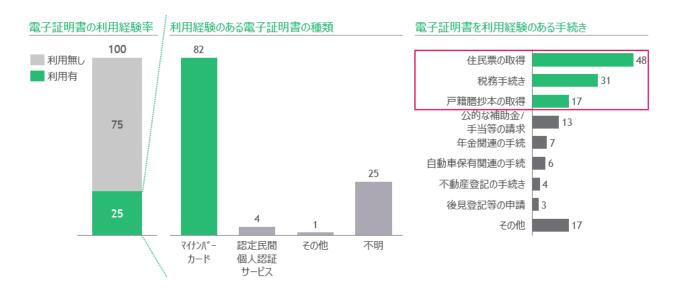
サマリ

まず個人に関しては、現状では電子証明書の利用率は 25%に留まり、利用している電子証明書の種類や利用したことのある手続きは限られている。さらに電子証明書を利用した際の課題は利用経験者と未経験者で異なるが、利用経験者からは「利用できるサービスが限定的」(38%)、「マイナンバーカードの紛失が心配」(28%) 等が多く挙げられる一方、利用未経験では「認知はしているが使い方を知らない」(28%) や「使えるサービスや手続きが少ない」(30%) が多い。

企業に関しても同様にトラストサービスの利用は限定的で、「個人の電子証明書」25%、「e シール (企業の電子署名)」6%、「タイムスタンプ」17%、「e デリバリー」5%である。さらにトラストサービスの課題は、トラストサービスごとに異なるが、全体に「認知/理解不足」が特に多く、導入済み/検討経験ありの企業の中では「企業間での共通化の難しさ」や「導入/利用コスト」が多い。

個人におけるトラスト基盤の現状と課題

現状では、個人における電子証明書の利用率は25%に留まり、利用している電子証明書の種類や利用したことのある手続きは限定的である。利用経験のある電子証明書はマイナンバーカードが82%で、他の電子証明書の利用経験を圧倒している。電子証明書を利用経験のある手続きに関しては、「住民票の取得」や「税務手続き」等に集中しており、いずれも電子証明書が一部の限られたケースのみでしか利用されていないことを示している。

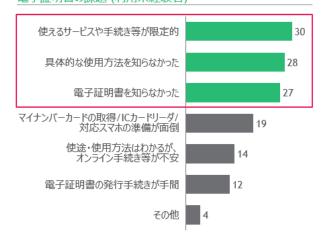


また、電子証明書を利用した際の課題は電子証明書の利用経験者・利用未経験者で異なる。利用経験者/ 未経験者共に「利用できるサービスが限定的」であることを多く挙げたのに加えて、利用経験者からは「マイナンバーカードの紛失が心配」、利用未経験者からは「認知はしているが使い方を知らない」等が多く挙げられた。

電子証明書の課題 (利用経験者)

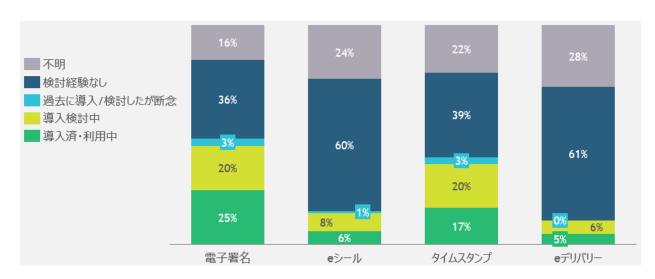


電子証明書の課題 (利用未経験者)



企業におけるトラスト基盤の現状と課題

一方で、企業ではトラストサービスの利用率は、電子署名 25%、e シール 6%、タイムスタンプ 17%、e デリバリー 5%であり、いずれも限定的な利用率に留まっている。



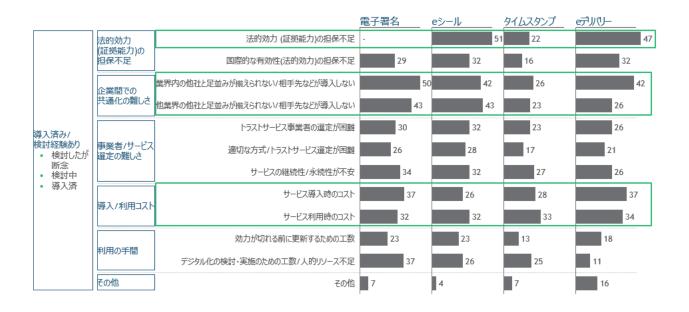
また現状のトラストサービスの課題はトラストサービスごとに異なるが、全体に「認知/理解不足」が特に大きく、導入済み/検討経験ありの企業では「企業間での共通化の難しさ」や「導入/利用コスト」が多く挙げられた。トラストサービス間を比較すると、e シールと e デリバリーは認知度が低いことが大きな課題として見受けられ、利用率が 5% しかないことに大きく影響していると考えられる。

			電子署名	eシール	タイムスタンプ	eデリパリー
	法的効力 (証拠能力) の	法的効力 (証拠能力) の担保不足	-	8	9	5
	担保不足	国際的な有効性(法的効力) の担保不足	14	5	6	3
	企業間での	業界内の他社と足並みが揃えられない/相手先などが導入しない	24	6	10	5
	共通化の難しさ	他業界の他社と足並みが揃えられない/相手先などが導入しない	21	7	9	3
導入済み/ 検討経験あり	事業者/	トラストサービス事業者の選定が困難	14	5	9	3
検討したが	サービス 選定の難しさ	適切な方式/トラストサービス選定が困難	12	4	7	2
断念 • 検討中		サービスの継続性/永続性が不安	16	5	1 11	3
・ 快割中 ・ 導入済	導入/ 利用コスト	サービス導入時のコスト	18	4	11	4
		サービス利用時のコスト	15	5	13	4
	利用の手間	効力が切れる前に更新するための工数	11	3	5	2
		デジタル化の検討・実施のための工数/人的リソース不足	18	4	1 0	1
	その他	その他	3	1	3	2
	認知/	知らなかった/よく知らなかった	9	39	20	48
検討経験なし	理解不足	知っていたが、これまで必要性を感じたことがなかった	25	19	17	1 1
	その他	その他	3	3	2	3

また、中小企業を対象とすると課題のほとんどが認知/理解不足であり、ほとんどが検討を行う前の段階にあることがわかる。さらにトラストサービスを導入済みか導入検討を行ったことがある企業に対象を絞ると、全体とは異なり法的効力 (証拠能力) の担保も大きな課題の1つに数えられ、また企業間の共通化やコストの課題もより多くの割合の企業が課題だと感じていることがわかった。

			電子署名	eシール	タイムスタンプ	eテリハリ <u></u>
	法的効力 (証拠能力)の	法的効力 (証拠能力)の担保不足	-	5	4	3
	担保不足	国際的な有効性(証拠能力)の担保不足	12	4	4	3
	企業間での	業界内の他社と足並みが揃えられない/相手先などが導入しない	13	4	5	4
	共通化の難しさ	他業界の他社と足並みが揃えられない/相手先などが導入しない	12	4	4	3
導入済み/		トラストサービス事業者の選定が困難	8	3	6	3
検討経験あり ・ 検討したが	事業者/サービス 選定の難しさ	適切な方式/トラストサービス選定が困難	8	3	4	2
断念 • 検討中		サービスの継続性/永続性が不安	9	4	6	2
導入済	導入/利用⊐スト	サービス導入時のコスト	16	4	9	3
		サービス利用時のコスト	10	3	9	3
	利用の手間	効力が切れる前に更新するための工数	8	3	3	2
		デジタル化の検討・実施のための工数/人的リソース不足	12	2	4	1
	その他	その他	4	0	1	2
	認知/理解不足	知らなかった/よく知らなかった	11	51	35	5
検討経験なし		知っていたが、これまで必要性を感じたことがなかった	38	20	23	11
	その他	その他	4	3	3	3

Note: 中小企業を対象に分析 Source: 企業向けアンケート調査 (n=347、2021/11/24~12/7実施)



4 トラスト基盤普及に向けた課題解決の方策 (案)

サマリ

個人アンケートの結果を踏まえ、個人へのトラストサービス (電子証明書) の普及に向けて、最も優先度高く必要と考えられる方策は、「利用可能なユースケースの拡大」と「認知・理解促進のための (一層の) 啓発活動」である。

「利用可能なユースケースの拡大」に関しては、電子証明書の課題として、利用経験の有無を問わず「利用できる場面の少なさ」が最多 (経験者の4割/未経験者の3割) であった。また、"あれば利用したい" ものとしても、「オンラインで完結できないものができるようになる」(60%) が同率1位で、「民間サービスでの利用場面が増える」 (59%)、「オンラインで完結できるものに導入される」(57%) も過半数から挙げられた。

「認知・理解促進のための (一層の) 啓発活動」に関しては、電子証明書の課題として、利用未経験者では「知らなかった」「利用の仕方がわからない」が上記に続き多く(各約 30%)、"あれば利用したい" ものとして、「メリットや利用方法、安全性等について、わかりやすく教えてくれる」(60%)が、上記と同率 1 位であった。

一方、「モバイル ID 方式」「生体 ID 方式」等、現行のマイナンバーカードを利用する方式の見直し/UX 改善も、今後検討が必要な領域である。電子証明書の課題として、利用未経験者では「マイナンバーカード取得や IC カードリーダ/対応スマホ準備の手間/コスト」(約 20%) がユースケースの拡大と認知の拡大に続く課題として挙げられ、利用経験者からは「マイナンバーカード紛失の心配」「暗証番号/パスワードの手間」等 (各約 20%) が挙げられ、大きな課題の 1 つと言える。「モバイル ID 方式」については既に総務省推進中ではある一方、「生体 ID 方式」も実現の可否/是非を含めて今後検討が必要になる可能性がある。

企業へのトラストサービスの普及に向けては、企業アンケート結果と、個人への普及促進のためのユースケース拡大の観点も踏まえ、企業の声として、"あれば導入を前向きに検討したい"有効な施策との回答が多かった「業界ごとの標準化団体設置/ガイドライン策定」や「電子署名以外のトラストサービスの法的効力 (証拠能力)の担保」が優先度高く必要と考えられる方策である。さらに、アンケートの対象を「トラストサービスを導入済み/検討経験あり」の企業に絞った場合には「国際的な相互認証/海外での効力 (証拠能力)の担保」や「使途ごとの必要アシュアランスレベルの明確化」が重要な方策として多く挙げられており、こちらも併せて優先度高く検討するべき方策となっている。最後に、企業間でのトラストサービスの共通化を考えた際、業界内と業界横断の共通化を比較すると、有効な施策・現状の課題いずれもアンケート対象が全体の場合は「業界内」の方が多いものの、「トラストサービスを導入済み/検討経験あり」の企業は「業界横断」の共通化を重要な施策として挙げており、業界ごと/業界間のどちらがより有効なアプローチであるか検討していく必要がある。

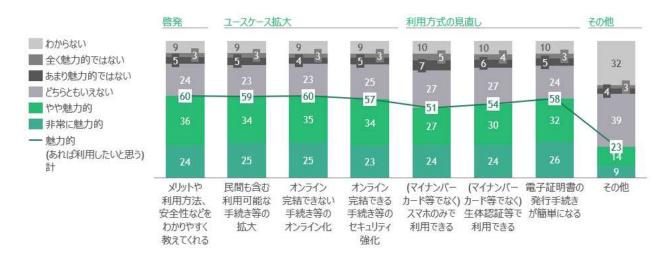
また、アンケートでは有効な方策として比較的多くは挙げられなかったが、個人への普及に向けたユースケース拡大や、課題解決の方策の有効性検証の観点からは必要と考えられる。

なお、「低コストで導入可能な方法の確立」も、"あれば導入を前向きに検討したい" 有効な施策として挙げられたが、実現可否・是非は慎重に精査する必要がある。

個人に向けた課題解決の方策

個人に対しての「あれば、電子証明書の利用を検討したい」方策としては、「民間を含めた使用できるサービス/手続きの拡大・オンライン化」(59-60%)、「利用した場合のメリットの認知拡大」(60%)、「マイナンバーカードを取得した後の、電子証明書の発行手続きが簡単になる」(58%)等が特に多く挙げられた。いずれの方策も同様に高い

割合が魅力的であるとの回答を行っているが、セグメント別に見ると「啓発」と「ユースケース拡大」のセグメントの方策がより支持を集めており、優先して取り組むべき方策である可能性が高い。

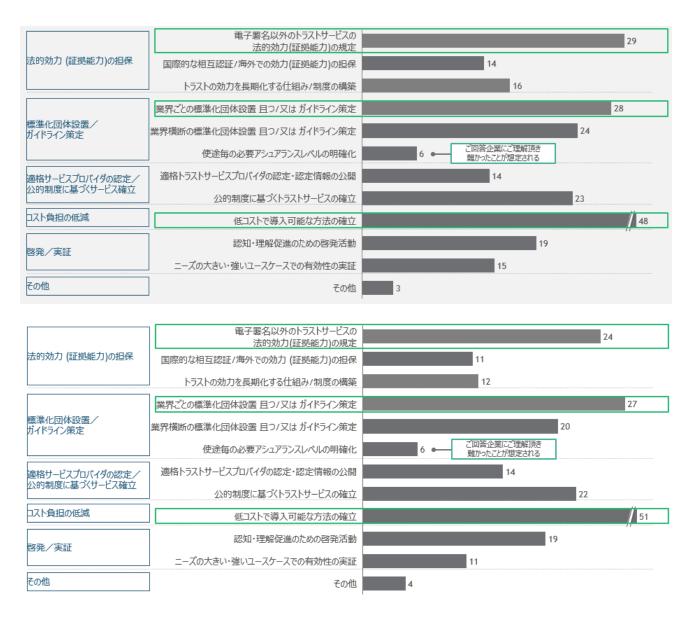


最後に、個人の感じるトラストサービスの課題と、その課題解決のための方策を整理した。課題は「利用するだけのメリットがない/使えるものが限られている」「利用の仕方がわからない」「知らなかった」、施策例は「認知・理解促進のための啓発活動 (メリットや利用方法、安全性等をわかりやすく教えてくれる) 」「オンライン完結できない手続き等のオンライン化」「民間も含む利用可能なサービス/手続き等の拡大」が、それぞれトップ 3 に入っていることがわかる。

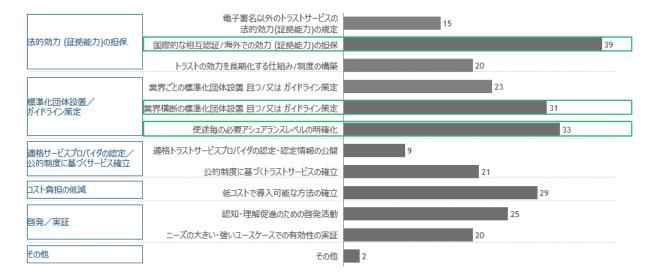


企業に向けた課題解決の方策

企業に対してのトラストサービスの課題を解決するために有効な方策としては、コスト負担の低減以外では、「電子署名以外のトラストサービスの法的効力 (証拠能力) の規定」(29%)、「業界ごとの標準化団体設置 かつ/または ガイドライン策定」(28%) が特に多く挙げられ、優先して取り組むべき方策である可能性が高い。また、これは対象を中小企業に限定しても、それほど大きな傾向の差はみられない。



また、いずれかのトラストサービスを導入済み/検討経験ありの企業に限定すると、「国際的な相互認証/海外での効力 (証拠能力) の担保」(39%)、「アシュアランスレベルの明確化」(33%)「業界横断の標準化団体/ガイドライン」(31%) 等が課題として多く挙げられ、一定トラストサービスへの理解が進むと別の課題が大きくなる傾向が見て取れる。



また、以下にここまでの分析の結果明らかとなった企業の感じるトラストサービスの課題と、その課題解決のための 方策を整理している。対象を中小企業のみに限定した場合でも、トラストサービスの基盤整備・普及に向けて考え られる施策への関心の傾向は大きく変わってはいない。





すでにトラストサービスを導入済みの企業に限定すると、法的効力 (証拠能力) の担保不足や、企業間での共通化の難しさが大きな課題となっている。また課題解決の方策としても、「国際的な相互認証/海外での効力の担保 (証拠能力)」や「使途ごとの必要アシュアランスレベルの明確化」等が重要な方策となっている。



5 トラスト基盤の整備・普及による期待効果

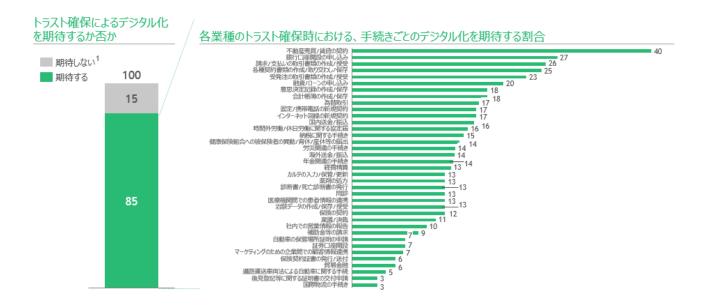
サマリ

トラスト確保により、自社のデジタル化が進展することを期待する企業は85%存在し、中でも「不動産売買/賃貸の契約」、「銀行口座開設の申し込み」、「取引書類の作成」等のデジタル化への期待が大きい。トラスト確保によるデジタル化の進展がもたらす効果として期待されるものとして、企業からは、「業務量削減」の他、「人為的ミスの回避」「コストの削減」「詐欺等の犯罪被害防止」「コンプライアンス遵守の強化」等が挙げられている。

なお、これらの期待効果のうち、「業務量削減」と「詐欺等の犯罪被害防止」については効果の概算想定規模を 算出しており、「業務量削減」では~100 億時間 (600 万人相当)、「詐欺等の犯罪被害防止」では 100 億円規 模の効果が得られる見込みである。

トラスト基盤の整備・普及によって期待される効果

トラスト確保により、自社のデジタル化が何らかの手続きにおいて進展することを期待する企業は85%あり、ニーズのある手続き等に関しては、概ね10~25%がデジタル化を期待しており、多くの企業・手続き等のデジタル化が期待されていることが確認された。



トラストを確保したデジタル化による期待効果として、企業からは「業務量削減」「人為的ミスの回避」の他、「コストの削減」「詐欺等の犯罪被害防止」「コンプライアンス遵守の強化」等も挙げられた。最も多くの期待を集めた効果は「業務量削減」であり、48%もの企業が業務量削減効果を期待している。一方、「詐欺等の犯罪防止」の効果に関しては比較的小さい割合である6%の企業のみが期待している効果であるが、特に秘匿情報を扱っていて、金額の大きな取引を行う金融・保険業界や不動産業界に集中して期待効果として挙げられていた。



業務量削減

- "例えば個人の口座開設時等、現状のeKYCでは、裏側の作業を膨大な人手で行っており、その削減にはニーズがある"(金融)
- "テレワークが主のため、紙面 確認で出社する必要がない" (不動産)

48% (347社中の166社) ¹



人為的ミスの回避

- "現状、会計帳簿の作成・保存は目視で行っているが、ミスが起こる可能性があり、この改善が行える"(建設)
- " 経費の自動計算が行われ、 ミスの可能性が減少する" (小売)

24% (347社中の43社) ¹



コストの削減

- "紙の保管コストや人件費が 削減できる"(金融)
- " 郵送コストが削減できる" (製造業)
- "契約書の回収は直接出向く 場合が多く、このコストが削減 できる"(教育)

22% (347社中の36社) ¹



コンプライアンス 遵守の強化

- " 営業現場からの業績成績の 水増し報告/改ざん防止が 長年の課題" (不動産)
- "時間外労働・休日労働の 管理に関して、法的な基準を 守れているか明確にしやすい" (医療)

14% (347社中の31社) ¹



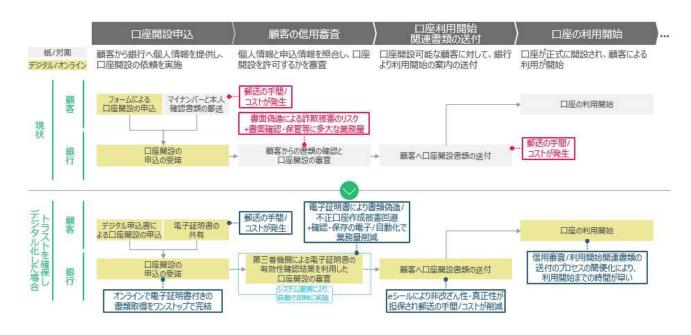
詐欺等の犯罪防止

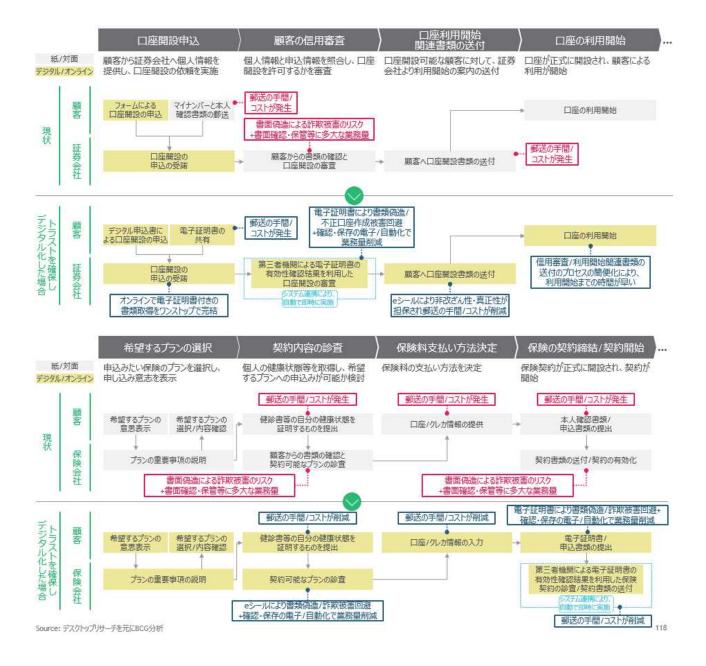
- " 業界では「地面師」等の詐欺 被害が発生した例もあり、 書類の改ざん/偽造の防止は 重要課題" (不動産)
- "融資/ローンの申し込みでは 顧客の不正申告が考えられ、 双方を防ぐことができる" (金融)

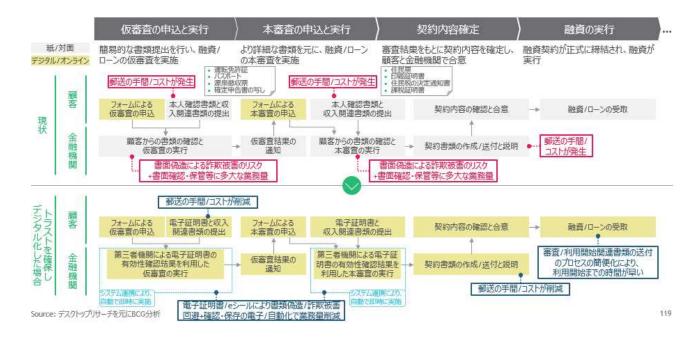
6% (347社中の10社) ¹

トラスト基盤の整備・普及によって期待される効果の具体例

トラスト基盤が整備・導入されることによって、多くの手続き等のフローが変化し、デジタル/オンライン化がなされることが期待される。デジタル/オンライン化の前後を比較すると、様々な手続き等にて全く同様の効果が見込まれることがわかる。以下に示したのはデジタル/オンライン化ニーズの大きな手続きである「銀行口座の新規開設」「証券口座の新規開設」「保険の契約」「融資/ローンの契約」のデジタル/オンライン化前後の手続きフローの変化を比較したものであるが、いずれの手続きにおいても申込→審査→契約の確認→サービスの開始のフローを辿っており、いずれにおいても企業の「業務量/郵送コスト削減」、「書面偽造による不正口座作成等の犯罪被害防止」や、職員による不正防止での「コンプライアンス遵守の強化」、また個人の「手間の削減」「手続きの迅速化」の効果が見込まれることがわかる。







トラスト基盤の整備・普及によって期待される効果概算

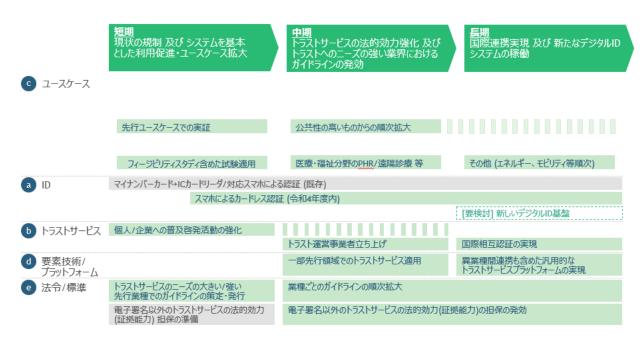
本調査では、トラスト基盤の整備・普及によって期待される効果のうち定量化して効果を算出することが容易な「業務量削減」と「詐欺等の犯罪防止」の期待効果を算出した。それぞれ、現状の規模×トラスト確保による削減率によって、トラスト確保による削減効果を算出した

まず「業務量削減」に関しては、トラスト確保によりデジタル化される企業では、業務量削減が進展するとの前提から効果が期待されるとし、「詐欺等の犯罪防止」に関しては、個人/企業の電子証明書による本人確認が普及することで、特殊詐欺やフィッシング詐欺等のなりすましや文書偽造の詐欺被害が減少するとの前提から効果を算出した。具体的な算出の式は以下のようになり、「業務量削減」は約 100 億時間規模/年、「詐欺等の犯罪防止」は 100 億円規模/年の効果が期待される。

	考え方	期待効果の規模 (概算/粗試算)				
		現状の規模	▶ トラスト確保による削減率 (仮想定)	● トラスト確保による 削減効果		
業務量削減	トラスト確保によりデジタル化される 企業では、業務量削減が進展 (企業により業務量は異なるため、 過去の総務省検討を援用し 粗試算)	トラスト確保によるデジタル化 を見込む企業の業務時間 年600億時間規模 (令和元年の業種別の業務時間と アンケートでのトラスト確保により デジタル化を見込む企業率を 乗じて相試算)	デジタル化による 業務時間の削減 約20% (過去の総務省での検討における 業務効率化の試算より仮置)	業務時間の削減/効率化 年100億時間規模		
詐欺等の 犯罪防止	個人/企業の電子証明書による 本人確認が普及することで、 特殊詐欺やフペシング詐欺等の なりすましや文書偽造の詐欺被害が 減少する (利用側としてと同程度、 受取側としても確認するようになる)	なりすまし等の詐欺被害 年300億円規模 (令和2年の特殊詐欺の被害額 285億円 + 令和元年のフィッシング 詐欺被害額25億円の合算を仮置)	個人の電子証明書の普及 約40% (アンケートでの電子証明書の 今後の利用意向'を仮置)	詐欺被害額の減少 年100億円規模		

6 今後のロードマップ (案)

今後のロードマップとしては、個人及び企業へのトラスト基盤の普及に向けて、新たなトラスト基盤や法制度の整備には時間を要することを鑑み、短期的に実現可能なものから、大きく3ステップでの推進を想定する。



7 個別取組の案

7.1 優先的に取り組むユースケース (案)

サマリ

トラストサービスの普及・拡大において、ユースケースの拡大/実証は、①個人の電子証明書の利用促進に向けたメリット増大、②企業のトラストサービス導入促進に向けたメリットの実証、③課題解決の方策の有効性検証の3つの観点から必要である。ユースケースの拡大/実証のために、直近で優先的に取り組むものしては、実現性/有効性と魅力度/期待効果の大きさの観点から、以下を選考基準として考慮した。

- 実現性/有効性(必要条件):
 - ▶ 個人/企業から、大きい/強いニーズがある
 - ▶ トラストサービス導入以外の課題がなく、既にデジタル化を検討/推進中の未デジタル化のものではない
- 魅力度/期待効果の大きさ (優先条件):
 - ▶ ニーズの強さ
 - スケールの容易さ
 - ◆ 業界団体の力が強い、大手の寡占市場である等の理由で展開が構造的にスケールしやすい

以上の選考基準を踏まえると、最も優先度高く取り組むユースケースは個人・企業の両社でトラスト確保のニーズが大きい「金融・保険」の B2C/B の手続き等であり、具体的には「銀行/証券口座の開設」「融資/ローンの契約」「保険の契約」等。また次点で優先度高く取り組むユースケースは、必要条件である実現性/有効性に合致する、業種共通の手続き等や、行政が所管する民間手続き等である。具体的には、「法律で定められた帳簿/台帳/記録等の作成・保存」「健康診断結果や診断書の発行」「携帯/スマホの新規契約」等である。

取組内容としては、ユースケースごとの特性に応じ、対象手続き等の所管省庁や業界団体/企業への働きかけ・ 導入支援、具体的なユースケースにフォーカスした個人への普及啓発活動の強化、業界ごとの標準化団体設置/ ガイドライン策定に向けた業界団体等への働きかけ・ガイドライン策定支援等が考えられる。

ユースケース拡大の目的と選定の条件

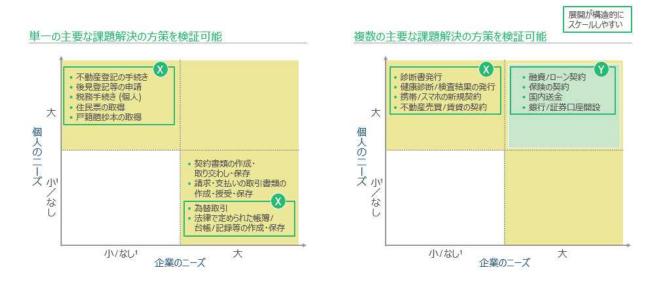
ユースケースの拡大/実証は「個人の利用促進に向けたメリット増大」「企業の導入促進に向けたメリット実証」「課題解決の方策の有効性検証」の3つが目的である。「個人の利用促進に向けたメリット増大」は、個人が電子証明書を利用しない主要因である「メリットの少なさ」を解消し、「企業の導入促進に向けたメリット実証」は企業がトラストサービスを導入しない主要因である「必要性を感じたことがないこと」を解消し、「課題解決の方策の有効性検証」は「個人に向けた普及啓発活動強化」「企業に向けたガイドライン策定」等の有効性の検証を実現することに対応している。

以上の目的の下、優先的に取り組むべきユースケースは、実現性/有効性と魅力度/期待効果の大きさの観点での選定が必要だと考えられる。



ユースケース仮説と必要な課題解決の方策

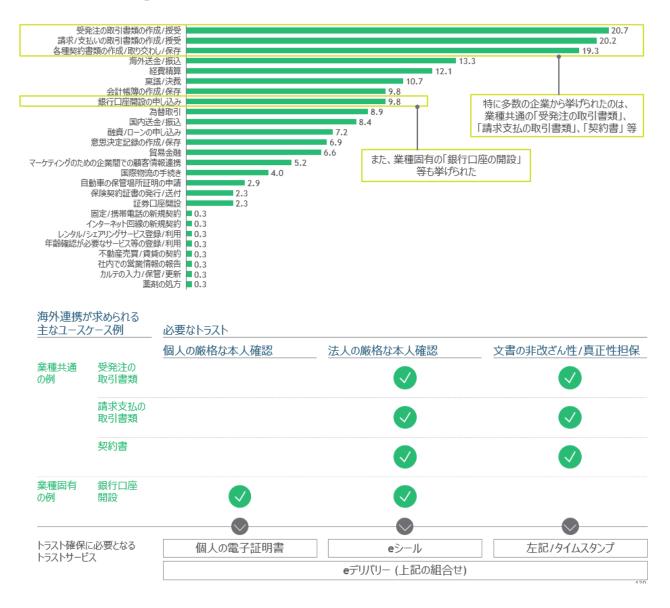
先に挙げたように、優先度高く取り組むべきユースケースを必要条件である実現性/有効性が十分ある手続き等に関して、個人のニーズの大きさを縦軸、企業のニーズを横軸として各手続き等をマッピングした。この時、課題解決の方策として検証可能な方策として、B2Bまたは企業内で完結する手続き等や企業が行うべき行政が所管する未デジタル化の手続き等は個人向けの利用可能なユースケースの拡大、認知・理解促進のための啓発活動ができないため、実現性/有効性に差分があるとして、考えられる課題解決の方策が単一か複数化で分けてマッピングしている。結果として、優先度高く取り組むべきユースケースは、個人・企業両社でトラスト確保のニーズが大きく、両者に向けた主要な課題解決の方策を検証可能な、「金融・保険」分野のB2Cの手続きが有力である。



7.2 海外連携を目指すトラストサービス(案)

企業が行う民間手続き等のうち、海外との取引等があり、相手先の本人確認や情報改ざん防止が必要なものとしては、企業アンケートにおいて幅広い手続き等が挙げられた。特に多数の企業から挙げられた手続き等は、業種共通の「受発注の取引書類」、「請求支払の取引書類」、「契約書」である。また、業種固有の「銀行口座の開設」や「海外送金」等も、上記に次いで多くの企業から挙げられた。

上記の手続き等において、必要なトラストは異なり、「個人の厳格な本人確認」、「法人の厳格な本人確認」、「文書の非改ざん性・真正性担保」と幅広いため、「個人の電子証明書」「e シール」「タイムスタンプ」、またそれらを組合せた「e デリバリー」何れも、海外連携を行っていくことが望ましいと考えられる。



7.3 官民共同規制の在り方(案)

サマリ

トラスト基盤の構築を推進するにあたって、官庁だけでなく民間の協力を得ることも必要であり、すでに世界各国で先進的にトラスト基盤を導入している国では、官民共同規制の在り方に関して、グローバルには①政府/行政主導型、②ハイブリッド型、③民間主導型の3パターンが存在する。この3パターンの官民共同規制の在り方は、互いに規制のコントローラビリティ/アジリティ、政府/行政の内製化が必要なケイパビリティ、立ち上げに係る期間、普及推進力にトレードオフがある。①政府/行政主導型は、普及速度やフェデレーション等を含め、コントローラビリティやアジリティは高い一方、政府/行政に必要とされるケイパビリティは大きく、立ち上げまでにかかる期間は長い。民間主導型は、政府/行政に必要とされるケイパビリティは限定的で、立ち上げにかかる期間は早い一方、普及は限定的になる可能性があり、コントローラビリティやアジリティも低くなる。ハイブリッド型はいずれも中程度である。

日本におけるトラスト基盤の普及に向けては、これらの特徴を踏まえるとハイブリッド型が望ましいと考える。我が国におけるハイブリッド型の官民共同規制として望ましいと思われるものをコントローラビリティ/アジリティ、政府/行政に必要とされるケイパビリティ、立ち上げ/普及推進の3つの観点から説明する。まずコントローラビリティ/アジリティの観点では、行政/各業界のユースケースを踏まえ、行政トップダウンではなくトラストニーズの優先度を加味した規制/ガイドライン作成を目指すことが望ましいと考える。技術革新や社会ニーズの変化に対しては、情勢に対して規制/ガイドラインを一定程度機動的に更新していく。次に政府/行政に必要とされるケイパビリティの観点では、サービスの設計・開発。運営について、行政内だけで賄う/取り込むことはハードルが高く、運営ガイドライン/認定基準等の会期薬の必要性を示した上で、政府からの委託ではなく民間主導での事業運営を目指すことが望ましいと考える。最後に立ち上げ/普及促進の観点では、トラストに関する認知向上や管轄省庁とタイアップした初期ニーズを満たすサービス実現等、トラストサービス市場形成のための一定の推進力を確保し、早期の普及実現を目指すことが望ましい。

官民共同規制の在り方の類型化

官民共同規制の在り方として、グローバルには①政府/行政主導型、②ハイブリッド型、③民間主導型の3パターンが存在する。それぞれに規制のコントローラビリティ/アジリティ、政府/行政の内製化が必要なケイパビリティ、立ち上げに係る期間、普及推進力にトレードオフが存在し、すでに世界各国で先進的にトラスト基盤を導入している国ではそれぞれのニーズに合わせてどの類型を採用するか決定している。

政府主導型は主にシンガポールやエストニアで採用されている類型であり、政府/政府機関が規制策定およびeTS認証基盤の整備・運用を担当する累計である、民間ベンダーは基板の実装支援または市場展開を部分的に担当する等、トラスト基盤の大部分を政府が担当する。民間主導型は、主にオーストラリアやノルウェー、アメリカで採用されている類型であり、特定民間企業・業界にて既に運用されているデジタル ID/eTS 基盤を活用する方式を採る。政府はサービス普及推進のための法整備やガイドラインを担当するに留まる。また、ハイブリッド型は EU やイギリス、トラストサービス導入初期のアメリカで採用されていた類型であり、政府/政府機関はガイドライン策定や監査を主に担当する。基板の実装・運用は各ベンダーおよび地方政府が担当する形式で分業を行う。また政府の法規制策定のボードには民間ベンダーの識者を招聘し、早い段階から民間の巻き込みを実施する。

これら3類型を比較すると、政府主導型はアジリティ高く推進できる一方、内製を行うためのケイパビリティを獲得する難易度が高い。具体的には、組織・人材の育成/獲得が必須となる。一方、民間主導は早期実装が可能である者の独自規格化のリスクをはらんでいる。両者ともに大きなハードルがある形になるため、ハイブリッド型を基本として官民が持つケイパビリティ、国内のサービス環境等の条件を複合的に考慮し、官民共同の在り方を模索していく必要がある。

	政府主導型	ハイブリッド型	民間主導型
類型概要	政府/政府機関が規制策定及び eTS認証基盤の整備・運用を担当民間ベンダーは基盤の実装支援 または市場展開を部分的に担当	規制策定のボードに民間ベンダーの 識者を招聘政府/政府機関はガイドライン策定 及び監査を主に担当、基盤の実装・ 運用は各ベンダー及び地方政府が担当	 特定民間企業・業界にて既に運用 されているデジタルID/eTS基盤の活用 政府はサービス普及推進のための 法整備、ガイドライン整備を担当
法規制の作成主体	政府	政府	政府
ガイドライン作成主体	政府	官民共同	民間
基盤運営主体	官民共同/民間委託	官民共同/民間委託	民間IDによる政府サービスの電子化
主な事例 ※ICANNのみ 非トラスト領域の 事例	 SingPass (シンガボール) シンガポールの国民ID及び関連するトラストサービス e-Estonia (エストニア) エストニアの国民ID及び関連するトラストサービス 	 eIDAS (EU) EU加盟国共通でeID及びトラストサービスの法的効力を認める規則 GOV.UK Verify (英) 国内の民間デジタルID提供企業と連携しトラストサービスを提供 	 Digital iD (豪) Australia Postが運営する デジタルIDサービス BankID (ノルウェー) 国内主要銀行が展開する デジタルIDサービス
Source: BCG分析	行政・企業間取引の電子化・トラスト確保 政府IDによるサービス電子化	 ICANN (米) ※設立時 インターネット上の識別子管理及び DNSルートサーバシステムの運用 2016年に民営化し民間主導の 運営体制へ変更 Digital Identity Programme (ニュージーランド) 政府自ら電子ID基盤を運営しつつ、 民間基盤との相互運用に向けた法 整備、およびガイドライン作りを推進 	 PIV-AV (米) 航空業界において機材部品や ソフトウェアのIDと作業者の個人IDを 紐づけた認証管理により業務 コスト削減・セキュリティ向上
	政府主導型	ハイブリッド型	民間主導型
事例	• <u>SingPass</u> (シンガポール) • e-Estonia (エストニア)	・ <u>elDAS</u> (EU) ・ GOV.UK Verify (英) ・ ICANN (米国) ※設立当初 ・ Digital Identity <u>Programme</u> (ニュージーランド)	• Digital <u>iD</u> (豪州) • <u>BankID</u> (ソルウェー) • PIV-AV (米国)
普及速度	高 トップダウンでの普及推進が可能	中 他類型の中間	低ー中 普及速度はサービス自体の普及度に依存
開発速度	低 ケイパビリティ調達や仕様決定に時間要	中 他類型の中間	高 既存トラスト基盤活用のため最短で実装可能
開発·運用費用	高 自前構築のため初期・ランニング費用いずれも割り	中 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	低 トラスト基盤の開発・運用は各ベンダーが負担
必要なケイパビリティ	高 組織・人材の育成・獲得が必須	中 他類型の中間	低ー中 ベンダー側リソースを活用可能も、監査ケイパは必要
基盤の互換性1	高 仕様を掌握できるため互換性の設計は容易	中 他類型の中間	低 ベンダー側仕様に依存するためロックイン発生リスク
基盤のアジリティ2	高 一気通貫でガバナンスが効くため機微な対応が可	低一中 能 法規制への反映は早いが、民間への波及に時間野	中 他類型の中間

前提となる既存法、官民がもつケイパビリティ、国内のサービス環境等条件を複合的に考慮し官民協働の在り方を判断することが肝要

初期案としては、以下のようなものを想定している。

トラストサービス実現に向けたフレームワーク基準の構成 (初期案)

トラストサービスに係る詳細内容 デジタルIDに係る詳細内容 デジタルIDアシュアランスレベル (IAL/AAL)個人の身元確認/本人認証におけるリスクレベル ・ トラストサービスの一覧/定義 ポリシー策定者 ・ ドライ・リー こんが 見りた報 ・ タール、タイムスタンプ、分散台帳等 ・ ターラストサービスに関する下位規定の必要性 および基準策定の期日の定義 トラストサービスの定義 (デジタル庁) アシュアランスレベル 下位規則の規定 評価とその保証プロセスの定義 政府/民間事業者間の認証連携に関するインターフェース/運営事項の基準(FAL相当) 国際相互連携に関するインターフェース/運営事項の基準(トラストアンカーバトラステッドリスト) 各担当機関間のサービス連携イメージ、各トラストサービスの活用イメージ トラストサービス事業者が遵守するべき要件 ・ 設備要件、技術要件 ・ 鍵管理要件 各サービス事業者の運営/ 基準提供者 欧州/シンガポールにおいては各加盟国政府によ るIDプロバイダサービス提供が前提となる。 (国が認定/監査だけでなくサービス提供までの責 (トラスト 認定プロセス審査官の資格認定 ブレームワーク (国が認定/監査だけでなくサービス源では、いから 務を負う) 本取組においても、行政手続きや公共サービス等 国民全体を対象としたサービスのための政府が管理する10の活用を前提とする 具体的なサービスとしては、JPKI/法人ID等 マイナンバーと切り難した仕組みの活用を念頭に、 トラストサービス事業者と同等の要件を定義し、 政府サービスとしてのトラストな運営を実現する。 運用要件監査要件 プロバイダ) 手塚教授ご提示のTAL相当 サービス事業運営の方針個人情報保護方針 上記基準で定められた運営基準に関する詳細 サービス事業者 各トラストサービスごとに異なる基準への対応 詳細をどう吸収するかが論点 (トラストサービス プロバイダ) 業界横断でのトラストサービス活用範囲の定義サービス運営方針、各事業者の義務/受益内容の WIP トラストIDプロバイダー (マイナンパー)の活用方針、個人情報の利用目的の定義 個人情報の取り扱いに係る基準 サービス受益者 ***・ ・ 各業界で民間事業者で足並みを揃える箇所の (各業界団体) 定義その他レギュレーション 定義 ・ トラストサービス事業者との役割分担の定義 共通インターフェース定義 (利用許諾等)

世界の官民共同規制の事例

政府主導型

事例詳細①:e-Estonia (エストニア)

(e)

トラストサービスの法整備から運営まで政府がガバナンスを効かせつつ、基盤の実装は特定少数の民間パートナーと連携し効率的に推進

概要		提供トラストサ	提供トラストサービス				ートナー
	あるInformation System	デジタルID	0	eシール	0	(SK)	guardtime 🕰
AuthorityがデジタルIDおよび行政・企業 間取引に係るトラスト基盤の開発・運用		電子署名	0	eデリバリー	×*	ID SULUTIONS	guai a time 💆
	および周辺サービス設計段	タイムスタンプ	0				
(民間からる	D民間パートナーと協業 みると独占的協業)	※トラスト基盤事業 road)	※トラスト基盤事業者が政府ブラットフォームとして運営(X-			時系列	
国内法はeIDAS規則に準拠		官民担当ロール 政府 民間			民間	1994年	Principles of Estonian Information Policy 制定
基本情報		法的効力の規定	法的効力の規定		政府が指針を示しつ	1996年	e銀行サービス開始
開始年	2002年	ガイドライン整備		-	つ、民間2社と独占 的に基盤設計以降 で協働	2000年	eTaxサービス開始
利用者数	>130万人	トラスト基盤設計				2001年	分散データ連携基盤X-Road運用開始
普及率	99%	トラスト基盤開発・運用			2002年 2005年	eIDおよび電子署名サービス開始 e投票サービス開始	
トラステッドリスト 民間企業2社		トラストサービス提供					
						2007年	mobile-IDサービス開始
						2014年	e住民サービス開始

政府主導型

事例詳細②: SingPass (シンガポール)



国家デジタル化戦略 (Smart Nation) 8施策のひとつとして、トラスト基盤開発および運用まで政府が主体となって実行

概要 提供トラストサービス 民間ITバートナー 政府機関であるGovernment · DocuSign, iText, Netrust, Adobe, 0 デジタルID 0 eシール 政府機関であるGovernment Technology Agency (GovTech)がトラストサービス基盤開発・運用を主導 1000以上のデジタルサービス、250以上の 政府機関の手続きで利用可能な個人認 OneSpan, Dedoco, Tessaract.io, 0 eデリバリー 電子署名 タイムスタンプ × 証サービスを提供 時系列 1988年 Electronic Transactions Act 法制定 官民担当ロール 政府 民間 2003年 SingPass サービス開始 基本情報 法的効力の規定 政府はトラスト系 APIを提供し、民 間パートナーはフロ ントエンド開発およ び導入支援を主 に担当 開始年 2003年 ガイドライン整備 2011年 Electronic Transactions Act 法改訂 利用者数 >400万人 トラスト基盤設計 普及率 国民の>90% トラスト基盤開発・運用 2018年 SingPass Mobileをリリース トラステッドリスト 民間企業8社 (政府認定) トラストサービス提供 Sign with SingPass (電子署名) サービ 2020年 ス開始

ハイブリッド型

事例詳細③: ANSSI (フランス)



elDAS準拠の国内法およびサービスプロバイダー認定ガイドラインを整備し、B2B中心にトラストサービスの利用が普及している。



ハイブリッド型

事例詳細④: GOV.UK Verify (英国)



民間IDを用いて政府サービスの登録/認証機能を電子化。当初目標の利用者数に届かずコストメリットが出ない中、民間パートナーの離脱が相次ぐ状況

概要

- 政府機関であるGDSが、規約や運営ガイ
- ドライン策定、ファンディングを担当 民間IDを活用したID管理コスト削減が目 的だが、利用サービスが限定的/Verify の成功率が低い等の要因で利用者数が 伸び悩みコスト負担が高い状況
- 慣習法の国でもあり、政府によるトラスト サービス義務化は考えられておらず、あくま でも市場動向に委ねるスタンス

基本情報

開始年	2014年
利用者数	>360万人 (当初目標2500万人)
普及率	~5.4%
トラステッドリスト (政府認定)	民間企業2社

提供トラストサービス

デジタルID	0	eシール	×
電子署名	0	eデリバリー	×
タイムスタンプ	×		

官民担当ロール	政府	民間
法的効力の規定	0	2019年より基盤の 開発・運用を民間
ガイドライン整備	2019-	△移譲
トラスト基盤設計	00	
トラスト基盤開発・運用	~2018	
トラストサービス提供		U

民間ITパートナー





時系列

2020年

2014年	パブリックベータ版サービス開始
2016年	サービス実運用開始
2016年	当初9社のIDプロバイダリストから
2018年	同リストから更に3社が脱退

初9社のIDプロバイダリストから1社脱退

≣=≣ bank ID

同リストから更に3社が脱退 同リストから更に3社が脱退 現在の2社体制に

民間主導型

事例詳細⑤: BankID (ノルウェー)

デジタルIDが国内全銀行で利用できるため高い普及率を達成、今後周辺トラストサービスへの展開に際した官民連携が課題

概要

- 銀行IDをベースに複数の民間サービスを 統合し、民間利用率の高い(20-50歳の90%が利用)デジタルIDプラットフォーム として運用
- トラストサービスに係る国内法はeIDAS 規則に準拠

基本情報

開始年	2004年
利用者数	430万人
普及率	国民の>74%
トラステッドリスト (政府認定)	N/A

提供トラストサービス

デジタルID	0	eシール	×
電子署名	0	eデリバリー	×
タイムスタンプ	×		

官民担当ロール	政府	民間
法的効力の規定		官民共同での取り 組みは限定的
ガイドライン整備		7
トラスト基盤設計		
トラスト基盤開発・運用		
トラストサービス提供		

民間ITパートナー



時系列

2004年	BankIDサービス開始
2014年	BankID Norway AS社設立
2018年	BankID Norge、Vipps、BankAxeptの3 社が合併

民間主導型

事例詳細⑥: Digital jD (豪州)



民間が開発したデジタルID基盤を政府が認定する事例。特定の民間ニーズに即したサービスである反面、普及推進スピードに課題

概要 提供トラストサービス 民間ITパートナー Australia Postが主導して開発・運営 デジタルID 0 eシール × N/A(自社開発) するデジタルID基盤 トランザクションフィーモデルを採用し、サー 電子署名 eデリバリー ピス利用企業や組織への導入支援や利 用料によりマネタイズ タイムスタンプ × 時系列 2017年 サードス開始 官民担当ロール 政府 民間 基本情報 2019年 家政府トラステッドリスト認定 法的効力の規定 開始年 2018年 ガイドライン整備 利用者数 >400万人 Master Cardと提携し年齢認証サービス 2020年 開始 官民共同でトラス トラスト基盤設計 普及率 国民の>2% トサービスのガイド ライン(TDIF)を整 民間企業4計 トラスト基盤開発・運用 トラステッドリスト (Australia Postはその) (政府認定) トラストサービス提供 うちの1社)

ハイブリッド型

事例詳細⑦: Digital Identity Programme (ニュージーランド)



政府自ら電子ID基盤を運営しつつ、民間基盤との相互運用に向けた法整備、およびガイドライン作りを推進



7.4 アシュアランスレベルの分類 (案)

サマリ

デジタル ID に関するアシュアランスレベルの分類を考えるにあたって、まずは定義を行うカテゴリに分解し、それぞれに検討を進めていく必要がある。今回は SP800-63-3 等の事例と同様に身元確認 (IAL)、認証プロセス (AAL)、認証情報連携 (FAL) の 3 つのカテゴリに分解し、それぞれのアシュアランスレベルを 3 段階もしくは 4 段階に分割することを考えた。検討の進め方の初期案としては、IALと AALでは身元確認/認証におけるリスクとその保証方法をレベル分けした初期案を策定し、その後ユースケース (利用 IDと確認方法)を継続的に確認し、レベル規定に

反映するという流れを取る。また FAL では、elDAS が行っているアプローチを踏襲し、技術面/運営面での遵守事項を定めるのが良い可能性があり、議論する必要がある。



対面確認は何らかの方法で検証者としての正当性が認められている検証者が検証するものとする;
 対タンパー性(外部から内部構造や記録されたデータ等を解析、読み取り、改麗されている状態)のあるハードウェアトーケンとする。

154

身元確認 (IAL) のアシュアランスレベルの定義

身元確認 (IAL) に関する想定リスクとしては、正当な身元確認証明を第三者に不正に利用されてしまうリスクと、身元確認証明が偽造され、なりすまし利用されてしまうリスクが存在する。

アシュアランスレベルの初期案としては以下のように3段階とすることを想定しているが、いくつかの論点が存在する。1つ目は、対面相当オンライン (eKYC) のアシュアランスレベルの定義である。eKYC は対面での確認と同等以上のリスク軽減効果があるため、対面での確認と同様のアシュアランスレベルとして定義することが想定できるため、アシュアランスレベルの表記をどのように設定するか議論する必要がある。ただし、eKYC では Identifier の偽造の可能性は残っている。

2つ目は、発行元保証されている身元証明可能なものを Identifer として、オンライン登録後に対面で確認する場合のアシュアランスレベルの定義である。この場合は偽造リスクを軽減しきれていないため、IAL-2とするのが妥当だと思われるが、議論が必要である。ただしこの方式は今後より精度の高い非対面での確認方式に置き換わっていく可能性が高い。

3つ目は、信頼できる機関により電子的に身元証明可能なもの、発行元保証されている身元証明可能なものを Identifier として、オンラインで確認を行う場合の身元確認証明の偽造リスクの評価である。 Identifier の偽造耐性の違いが両者で存在するが、第三者に身元を不正利用されるリスクに対する耐性はどちらもなく、レベルを分割するか議論する必要がある。

IAL	身元確認方法		身元確認におけるリスク軽減パターン1)		アシュアランスレベルにおける 論点	
	Identifier	確認方法	正当な身元確認証明を第三者 に不正に利用されてしまうリスク	身元確認証明が偽造され、 なりすまし利用されてしまうリスク	1 eKYCは対面での確認と同等 以上のリスク軽減効果がある ため、対面での確認と同様の	
IAL-3	信頼できる機関により電子的 に身元証明可能なもの	対面で確認	0	0	アシュアランスレベルとして定義 するか?その場合のレベル表記 をどうするか?ただし、 Identifierの偽造可能性あり?	
	発行元保証されている 身元証明可能なもの	対面での有資格者に よる確認	0	0		
		対面相当オンライン (eKYC ²⁾)	0	0?	② 偽造リスクを軽減しきれていないため、IAL-2とするのが 妥当か?	
?	発行元保証されている身元 証明可能なもの	オンライン登録後 対面で確認	0	Δ	※本人住所への郵送による 本人確認を行っているが、 今後より良い非対面での	
IAL-2	信頼できる機関により電子的 に身元証明可能なもの	非対面で確認	×	0	確認方式 (eKYC等) に 置き換わっていく想定	
	発行元保証されている身元 証明可能なもの		×	Δ	3 Identifierの偽造に対する 耐性の違いはあるが、第三者	
IAL-1	身元確認のない自己表明 可能なもの	身元確認なし	×	×	に身元を不正利用される リスクに対するはどちらもない ため、レベル分け	

具体的な各 IAL における Identifier 及び本人確認方法とユースケースの対応は以下のようになる。

IAL	Identifier	確認方法	ユースケース
IAL-3	信頼できる機関により電子的 に身元証明可能なもの	対面で確認	マイナンバーカードを使用した対面での申し込み
	発行元保証されている 身元証明可能なもの	対面での有資格者に よる確認	対面での身分証明必須のID/PASSの発行 (e-Tax 等)
		対面相当オンライン (eKYC)	オンラインでの身元証明書上の本人写真とリアルタイム本人画像のマッチング
	:	:	i .
?	発行元保証されている身元証 明可能なもの	オンライン登録後 対面で確認	オンラインでの銀行□座開設→カード受け取り時に本人確認
141.2	(=+== 1 = xkpp; 1 = = = 1 h		
141.2	信頼できる機関により電子的 に身元証明可能なもの	非対面で確認	オンラインでのマイナンバーカードリーダーを用いた口座開設
IAL-2		非対面で確認	オンラインでのマイナンバーカードリーダーを用いた口座開設 オンラインでの本人確認書類 (画像アップロード等) を用いたECサイト会員登録

認証プロセス (AAL) のアシュアランスレベルの定義

認証プロセス (AAL) に関するリスクとしては、盗聴、フィッシング、ハッキング、偽造等が存在する。これらのリスクに対して、認証要素のバリエーションの追加やより堅牢な認証要素の導入を行うことでリスク回避を行うことが一般的である。具体的には、認証要素のバリエーションの追加では単要素認証から複数認証方式へ変更すること、より堅牢な認証要素の導入では耐タンパー性を持つハードウェアトークンの利用や、検証者との認証済保護チャネルの導入を行う等様々なバリエーションが存在する。

アシュアランスレベルの初期案としては以下のように 4 段階とすることを想定しているが、AAL-3 と AAL-2 の分類は論点である。より堅牢な認証要素の導入に関しては、想定されるリスクに対して様々なデバイス・認証プロセスの方式がムービングターゲットとして存在し、さらに今後も追加される見込みであるため、AAL-3 と AAL-2 の分類にお

いて明確な境界線を設けることは難しい、政府発行の PKI 認証を促進するために区分けするか、もしくは区分けしないか等を議論する必要がある。



具体的な各 AAL における認証プロセスとユースケースの対応は以下のようになる。

AAL	認証プロセス	_ ユースケース
AAL-3	多要素認証 (含む耐タンパー性を持つハードウェアトークン) + 検証者との認証済み保護チャネル*	_
	多要素認証 (含む耐タンパー性を持つハードウェア トークン)	ICカード方式・リモート署名利用による申告 ID/PASS+ハードウェアトークンによるワンタイムパスワードによる認証
AAL-2	多要素認証	Smart-ID方式・リモート署名利用による申告 ID/PASS+ソフトウェアトークンによるワンタイムパスワードによる認証
	:	:
AAL-1	一要素認証	ネット証券口座利用におけるID/PASSによるログイン及び取引時に別パスワード利用 サービス利用時におけるID/PASS
AAL-0	認証なし	宅配便の受け取り メールアドレスの送達確認のみ